

環境アセスメントにおける
方法書のあり方に関する研究

田中 絵美

環境計画学科環境社会計画専攻において学士(環境科学)の学位授与の資格の
一部として滋賀県立大学環境課学部に提出した研究報告書

2006 年度

承認

錦澤滋雄

1. 背景と目的

環境影響評価法は 1997 年に制定され、1999 年 6 月に施行された。施行されて 7 年になるので、環境アセスメント(以下、アセス)の存在は徐々に市民の中でも浸透してきたように思うが、市民のためのアセスとは必ずしも言えないのが現状である。その理由のひとつとして方法書のあり方が考えられる。アセスにおいて作成される方法書は分厚く、市民にとっては読みづらく、理解しがたい面がある。

このような背景のもと、これまで方法書のあり方について議論されており、島津康男(2003)¹⁾は現在の方法書は、ドキュメンテーション及びその内容に問題があると指摘しており、それと同時に方法書の評価項目を考案している。また、宮城康博(2005)²⁾は市民が初めて方法書を作成した事例として「市民からの方法書」を取り上げ、その方法書を評価している。しかし、方法書の実態としては、どうなっているのか十分に明らかになっておらず、そのような研究は見あたらない。

そこで本研究では、方法書・準備書・評価書(以上をまとめて「図書」と呼ぶ)を一連の流れで内容や形式の変化を分析することにより、実態を把握し、その上で方法書のあり方について検討することを目的とする。

2. 意義

方法書のあり方について検討することにより、本来の方法書の役割が果たされる。また、方法書を作成する事業者やコンサルタントの参考になることや、市民のアセスに対する認識が変わるという点でも意義があると考えられる。

3. 研究方法

3-1. 研究の手順

本研究は大きく以下のような順序で行っていく。

- ① 先行研究の整理及び専門家へのヒアリングから図書を評価するチェック項目の整理と、評価基準の設定を行う。
- ② チェック項目に基づいて「チェック項目ごとの分析(分析 1)」「時系列ごとの分析(分析 2)」を行う。
 *分析 1 では、3-3 の表 1 に示すチェック項目ごとに評価基準を定めて、分析を行う。また、いくつかのチェック項目では、事業内容ごとにも分析を行う。
 *分析 2 では、チェック項目に基づいて要綱時代の前半(1981~1989)、要綱時代の後半(1990~1998)、条例時代(1999~)の 3 つの時代別に分けて分析を行う。

3-2. 調査方法

調査方法は、大きく「先行研究の整理」、「専門家へのヒアリング」、「方法書、準備書、評価書及び関連資料の収集」の 3 つである。

専門家へのヒアリングは、2005 年 12 月 16 日に島津康男氏を訪問し、2 時間程度、本研究の内容についてインタビューし、さらに電子メールでチェック項目の「地図」や「通しページ」などの設定について情報を収集した。

方法書、準備書、評価書は、滋賀県庁に保管されているものを収集した。一部の事業では、縦覧場所や、図書作成前に提出された作成案などの、内部資料を関連資料として収集した。

また、図書の収集では調査できない 2 つのチェック項目があり、以下表 1 に挙げる「③-1. ホームページ(HP)に掲載しているか」は、滋賀県庁の環境管理課のアセス担当者に確認を取り、「③-2. 準備書への住民意見の数と縦覧者数」は、滋賀県庁の HP³⁾からデータを入手した。

3-3. チェック項目の整理と評価基準の設定

3-3-1. チェック項目の整理

チェック項目の整理は、先行研究の整理と専門家へのヒアリングから、表 1 に示すように①掲載すべき内容、図書の形式である②ドキュメンテーション、そして図書の公表に関係する③公表の方法等の大きく 3 つに分けられ、以下のチェック項目となった。

表 1. チェック項目

	チェック項目	評価
①掲載すべき内容	1.資料の出典 2.代替案(代替案の内容・絞込み経緯) 3.調査・予測・評価 3-1.図書全体に占める割合 3-2.「地域の概況」が図書全体に占める割合 4.現地調査の時期・期間*1 4-1.方法書作成後に実施しているか 4-2.調査時期が特定できるか(生物)	○△× ○△× 定量評価 定量評価 ○△× ○△×
②ドキュメンテーション	1.ページ数 2.通しページ(ページ数が多い場合) 3.地図(透明シートの使用)	定量評価 ○× 定量評価
③公表の方法等	1.ホームページに掲載しているか 2.準備書への住民意見の数と縦覧者数	○× 定量評価

*1.方法書のみチェック項目

3-3-2. 評価基準

(1)○△×の評価

「①-1. 資料の出展」は、資料の出展が記載されていれば○。されていない×となり、△の場合は資料の出典は記載されていないが、その資料の出典が必要になるデータを使用していない場合とする。

「①-2. 代替案」は、代替案が記載されている場合は○。比較検討した代替案の経緯を掲載している場合は△。代替案の記載がなにもない場合は×の評価とする。

「①-4-1. 現地調査を方法書作成後に実施しているか」では、実施していれば○。していなければ×。また、項目「大気質」など一部分のみの調査が方法書作成前に終わっている場合は△とする。

「①-4-2. 現地調査時期が特定できるか(生物)」では、調査時期を「生物」の項目で評価することとする。その理由としては、調査時期は項目によって表記の仕方にばらつきが見られるため、一概に評価することが難しく、1 つの項目に着目する必要があること、また生物は、比較的調査時期が特定しやすいからである。しかし、事業によって「生物」を調査項目として選定していない場合は、他の項目の調査表記から評価を行うこととする。また、評価基準としては「4 月・5 月」などの月の表記は○。「夏季・冬季」などの四季の表記は△。「年 1 回・年 2 回」などの表記は×とする。

(2)定量評価

「①-3-1. 調査・予測・評価が図書全体に占める割合」、「①-3-2. 地域の概況が図書全体に占める割合」の 2 つは、それぞれ割合を算出し、小数点第一位を四捨五入した数字を%表記で示す。

「②-1. ページ数」では図書全体のページ数を数字で定量的に評価する。

「②-3. 地図(透明シートの使用)」は、地図の作成において、透明シートが使用されているかに関して、定量的に評価する。

「③-2. 準備書への住民意見の数と縦覧者数」では、具体的な数字をそれぞれ示し、定量的に評価する。

3-4. 分析対象と対象事業の内訳

本研究の分析対象は滋賀県の方法書、準備書、評価書とする。

その理由としては、滋賀県は環境アセスメント法の施行前から、図書を作成する際の参考となる滋賀県における環境影響評価の手引き(1993)⁹⁾を作成したことから、全国でも特徴のある県であり、そのため、他の都道府県と比べ比較的工夫された図書を作成していたからである。

また、2006年8月時点での環境アセスメントの実施件数は68事業であるが、方法書段階で中止した事業や、評価書が出されずに手続きが終わっている20事業を除く48事業を分析対象とする。

また、48事業を滋賀県の要綱⁵⁾及び条例⁶⁾で規定されている事業種別に分けたグラフが表2である。レクリエーション施設の建設は、14事業と最も多くその内訳は、ゴルフ事業が13事業、公園整備事業が1事業である。工業団地の造成では工業団地が4事業、土地区画整理事業が2事業などとなっている。また、その他については土石採取、港湾施設港湾計画、下水道終末処理施設、発電設備の設置が各1事業ずつとなっている。

表2. 対象事業の内訳

事業の種類	事業数	事業の種類	事業数
レクリエーション施設の建設	14(9/5/0)	水面の埋立	3(2/1/0)
工業団地の造成	7(4/3/0)	住宅団地の造成	3(1/2/0)
廃棄物処理施設の設置	5(2/2/1)	その他知事が必要と認める事業	3(1/2/0)
工場の建設	4(1/3/0)	道路の建設	2(0/2/0)
ダムの建設	3(2/1/0)	その他	4(2/1/1)
合計 48(24/22/2)			

*()内は(要綱前半/要綱後半/条例)の該当数

4. 分析結果

4-1. チェック項目ごとの分析

チェック項目に基づき分析を行い、ここでは「方法書における○△×の評価」「ページ数」「地図」そして「準備書における住民意見の数と縦覧者数」の項目についての分析結果について記載する。

4-1-1. ○△×の評価結果

ここでは○△×で評価できるチェック項目について方法書における分析結果を図2に示す。

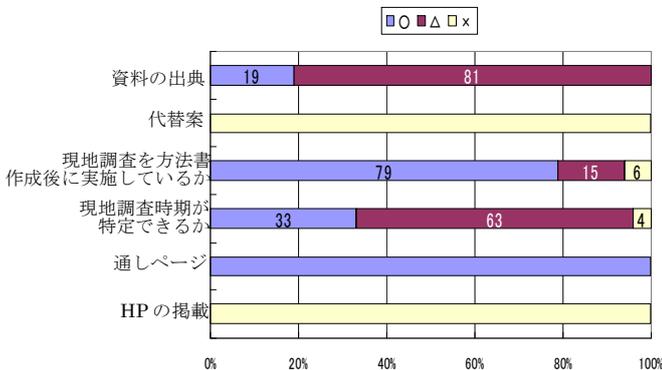


図2. チェック項目における方法書の○△×の分析結果

図2を見ると、「代替案」と「HPの掲載」は100%で×となり、どの事業も代替案の存在はなく、HPでの掲載もしていない結果となった。しかし、代替案に関しては、「近畿自動車道飛島神戸線」と「彦根長浜都市計画道路3.3.2世継相撲線都市計画道路事業」の2事業において、代替案ではないが、道路の選定した理由を、前者では方法書提出前の計画書の中に、後者では準備書と評価書に掲載している。後者については、準備書と評価書に載せていることから、公で見ることができ、先進的な取り組みではな

いかと考える。

また、「通しページ」に関しては、100%で○となり、全ての事業で通しページとなっていた。

「資料の出典」では19%が○、81%が×となり、資料の出典をしている事業は全体の約2割となった。一方約8割が△となったのは、対象事業が要綱時代のものが多く、方法書の段階では地域の概況についての記載はなく、調査項目のみ載せていること、また、調査・予測・評価の中でも、調査方法や、調査時期などの記載程度のため、資料の出展を必要とするデータがないことが理由と考えられる。

「現地調査を方法書作成後に実施しているか」は79%が○、15%が△、6%が×となり、全体を見ると15%で一部の項目が方法書提出前に調査が終わっていたり、6%で、調査すべてが方法書提出前に終わっている事業が見られるが、約8割のほとんどの事業が方法書提出後に現地調査を実施していることが分かる。

また、「現地調査時期が特定できるか」では、33%が○、63%が△、4%が×となり、現地調査時期の表記は四季の表記が63%で一番多いことが分かった。しかし、月の表記は約3割が、月まで表記しており、「生物」の調査において、調査時期を月で表記することも可能であることが明らかになった。また、4%となった年1回、年2回などの調査時期が比較的特定しにくい表記の使用傾向は極めて少ないことも分かった。

4-1-2. 「ページ数」の分析結果

図3に、方法書、準備書、評価書におけるページ数の分析結果を示す。

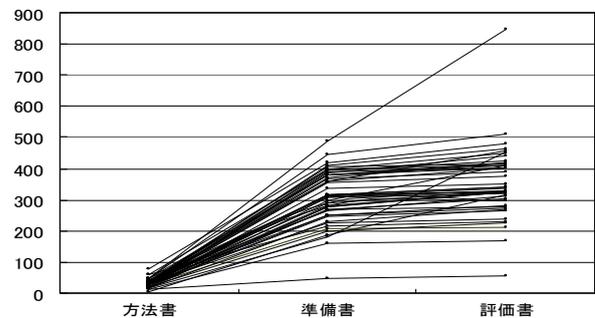


図3. ページ数の分析結果

全体的に見て、方法書は1p~100p(平均33p)、準備書では200p~400p(309p)、評価書では200p~500p(354p)の範囲で多いことが分かる。また、図3のグラフの傾きがほぼ同じ傾きで増加していることも確認できるため、ほとんどの事業のページ数の増加率が、ほぼ同じ割合で増加している傾向があると考えられる。

しかし、一部の極端にページ数の多い事業や、極端にページ数の少ない事業が見られ、「淡海クリーンセンター甲賀設置事業」は他の事業と比べると、評価書において極端にページ数が多く850pとなっている。その要因としては、準備書に比べ第8章「準備書に対する意見ならびに事業者の見解」と、第9章「対称事業の内容の主な修正事項」という章が増え、この2つだけでも343pあり、主に知事意見と住民意見の対応によって、膨大な量になっている。

反対に「旭化成(株)守山支社3号ガスタービン発電設備増設事業」は極端にページ数が少なく、方法書では11p、準備書では49p、評価書では55pと、評価書でも100pに満たないという少なさであった。その内容は、方法書では地域の概況の記載がなく、調査・予測・評価についても選定された調査項目は「大気質」のみで、その調査時期や調査方法の記載であるため、このような少ないページ数となった。また、準備書、評価書も地域の概況が記載されているものの、8p程度であり、調査・予測・評価も方法書で

選定された「大気質」の項目についての記述のみのため、ページ数は50p程度に留まった。

4-1-3. 「地図(透明シート)」の分析結果

透明シートの使用について分析した結果、48事業中12事業に使用が確認でき、事業内容別に見ると、レクリエーション施設の建設に11事業。住宅団地の造成に1事業という内訳になり、圧倒的にレクリエーション施設の建設に多く使用されていることが分かった。またレクリエーション施設の建設では、すべてゴルフ事業であった。

次に透明シートの利用箇所別に分析を行った結果を図4に示す。

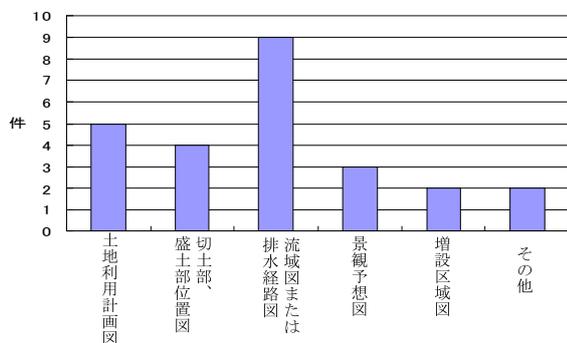


図4. 透明シートの利用箇所数

透明シートを利用している12事業の透明シートの数は合わせて25あり、全く同じ利用箇所ではないが、大きく6つの利用箇所に分けることができた。また、住宅団地の造成は、土地利用計画図に透明シートが1件使用されているのみで、その他は全てレクリエーション施設の建設データとなっている。

図4を見ると、流域または排水経路図が9箇所で使用されており一番使用回数が多い。次いで土地利用計画図が5件、切土部、盛土部位置図が4件という順になっている。

透明シートの使用形態としては、ゴルフ事業を例にすると、土地利用計画図では1/25000または1/10000などの縮尺の地形図の上に、事業予定地や、ゴルフコースを記載した透明シートを重ねることにより、どの部分に何が作られるかが、分かるようにしたものである。また、景観予想図では、航空写真が多く使用され、事業の建設によって、眺望に影響が出ると予想される眺望地点の写真の上に、ゴルフコースの建設によって、景観が変化する部分を記載した透明シートを重ねることにより、事業建設後、景観がどのように変化するかが、分かるようにしたものである。

また、特徴的な事業として「ニッター土山カントリークラブ造成工事」の中の、景観予想図では、知事の、「モニター写真写真は景観の変化がよく分かる大きさにすること」という意見が出たことにより、評価書において、モニター写真はA4サイズからA3サイズに拡大し、特に景観上の影響が大きいと思われる地点に関しては、新たにモニター写真を作成し、そこに透明シートを使用しているケースも存在した。

4-1-4. 「準備書への住民意見の数と縦覧者数」

次に、準備書への住民意見の数と縦覧者数の分析結果を図5に示す。

住民の意見数を見ると圧倒的に0~10通までが多く、全48事業中41事業で該当した。あとの7事業の内訳は、意見数が10~30通が3事業、50~100通、100~200通、200通以上、記載なしでそれぞれ1事業ずつとなった。

縦覧者数を見ると、傾向としては住民の意見数と同じ傾向が見られ、0~10名が48事業中26事業、次いで10~30名が13事業、30~50名が3事業、50~100名が2事

業、200名以上が1事業、記載なしが3事業という内訳となった。これらから見て、まだまだ意見数、縦覧者数が0~10と少ない傾向ではあるが、意見数と比べ縦覧者数のが多いことが分かった。

また、注目した意見を挙げると「淡海クリーンセンター甲賀設置事業」の方法書に対する住民の意見が、準備書に記載されており、その中で「**通知書(本研究で言う方法書)の縦覧は、勤務している人にも見てもらえる時・場を設定すべきであった。**」という縦覧の運営の仕方についての意見が見られ、この意見から縦覧場所や縦覧時間の見直しを行うべきであることが、再確認できたとと言える。

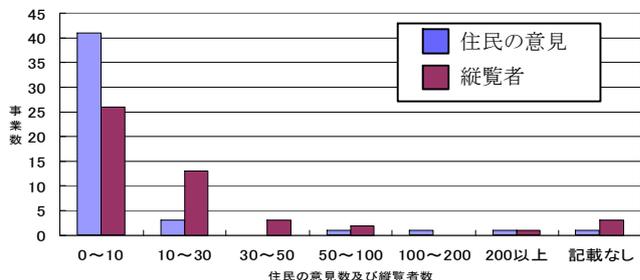


図5. 準備書への住民意見の数と縦覧者数

そして次に、住民意見数及び縦覧者数について、それぞれ数の多い順に7事業ずつ並べ、住民の意見数の分析結果は表3に、縦覧者数の分析結果は表4に示す。

表3. 数の多い順に見た住民の意見数

事業名	事業種	意見数
1.近畿自動車道飛島神戸線	道路の建設	398通
2.朝宮ゴルフコース造成工事	レク施設の建設	164通
3.淡海クリーンセンター甲賀設置事業	廃棄物処理施設	68通
4.大津湖西台土地区画整理事業	住宅団地の造成	29通
5.金居原水力発電所新設工事	ダム建設	27通
6.田代ゴルフ倶楽部造成工事	レク施設の建設	15通
7.大津湖南都市計画事業伊香立土地区画整理事業	工業団地の造成	9通

表4. 数の多い順に見た縦覧者数

事業名	事業種	縦覧者数
1.近畿自動車道飛島神戸線	道路の建設	310名
2.金居原水力発電所新設工事	ダム建設	96名
3.淡海クリーンセンター甲賀設置事業	廃棄物処理施設	78名
4.大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理事業	住宅団地の造成	39名
5.国道421号道路改築事業	道路の建設	34名
6.大津湖西台土地区画整理事業	住宅団地の造成	31名
7.大津湖南都市計画事業伊香立土地区画整理事業	工業団地の造成	27名

事業内容別に見ると、表3では、道路の建設が398通と一番多くなっており、次いでレク施設の建設が164通、廃棄物処理施設が68通といった順になっている。

表4では表3と同様に道路の建設が310名と一番多くなっており、次いでダムの建設が96名、廃棄物処理施設が78名といった順になっている。

表3、表4の全体を見ると、表3では7事業中2事業がレク施設であるが、表4では1つもないため、縦覧者の数よりも、意見数の方が多く出されている傾向があると考えられる。また、表3、表4共に該当した事業はそれぞれ、事業種で述べると、道路の建設、ダムの建設、廃棄物処理施設、工業団地の造成そして、住宅団地の造成となり、事業種による偏りは見られなかった。従って、事業種に関係なく、意見の提出や、縦覧が行われていると考える。

4-2. 時系列の分析

次に時系列の分析では、「現地調査時期が特定できるか」

「調査・予測・評価」「準備書への住民意見の数と縦覧者数」の項目について、分析結果を記載する。

4-2-1. 「現地調査時期が特定できるか」の時系列分析結果

チェック項目の「現地調査時期が特定できるか」の分析結果について図6に示す。

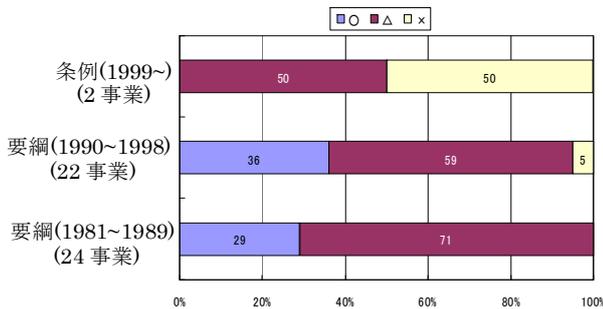


図6. 「現地調査時期が特定できるか」の時系列の分析結果

全体的に見て△の割合が高いため、夏季・冬季といった四季の表記が多いことが分かる。次いで○の評価である4月・5月といった月の表記が多くなっていることが分かる。また、条例対象事業が2事業のみであり、条例対象事業になると評価が悪くなるということは必ずしも言いきれないが、2事業のうち、1事業で×の評価であることは、今後の方法書の傾向が心配となるデータと言える。

4-2-2. 「調査・予測・評価」の時系列分析結果

チェック項目の「調査・予測・評価」の分析を行った結果について、ここでは「地域の概況が図書全体に占める割合」の結果について図7に示す。

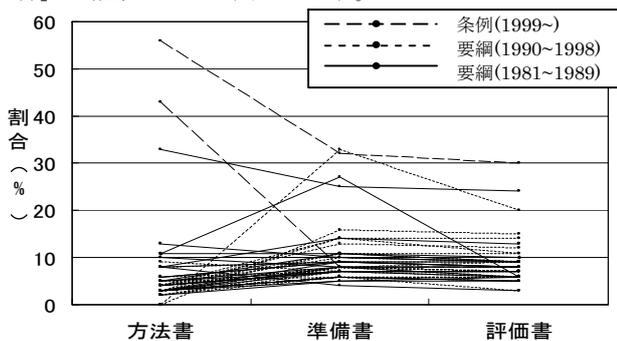


図7. 地域の概況が図書全体に占める割合

要綱時代前半(1981~1989)と要綱時代後半(1990~1998)の2つは、1~3事業で割合が高いものも見られるが、比較的0~10%の範囲に密集し、ほとんどが10%以下となっている。それに対し条例時代の事業は、2事業のうち1つは準備書と評価書になると割合が10%以下に収まるが、方法書の段階ではそれぞれ43%、56%と割合が極端に高く、後者は準備書になると割合は下がるものの、30%代にとどまっているため、要綱時代と比較すると割合が高くなる傾向にあり、これは条例では地域の概況を調査項目のみで済ますのではなく、方法書の段階から、内容を記載していることによるものと言える。また、方法書においてそれぞれの平均値は、要綱時代前半は4%、要綱時代後半は2%、条例時代では50%と、条例時代の割合が大幅に高くなった。

4-2-3. 「準備書への住民の意見と縦覧者数」

チェック項目の「準備書への住民の意見と縦覧者数」について時系列に見た分析結果を図8に示す。

図8のデータは、時系列の年代ごとに、1事業あたりの住民の意見数、縦覧者数の平均をそれぞれ算出したデータである。チェック項目ごとの分析結果で図5の縦覧者数を見ると1事業あたりの数が意見数と比べ、数が多くなっていることが確認できたが、これを時系列に見ると、要綱から条例と年々縦覧者数が増加傾向にあることが分かる。従って今後、より分かりやすい文章を作成することが、ますます重要になっていくと考えられる。また、意見数は要綱時代後半(1990~1998)の時代が一番多く、条例時代になると少し減少しているが、これは、4-1-4の表3、表4に記載した、膨大な意見数と縦覧者数であった「近畿自動車道飛島神戸線」の道路事業が、要綱時代後半に含まれているため、この時代が割的にみて一番多くなっている。しかし、平均的な増加傾向を見ると、確実に意見数も増えていることと言える。

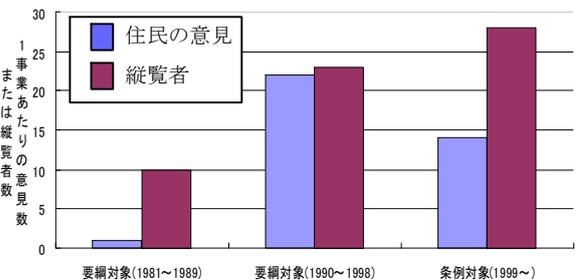


図8. 準備書に対する住民意見の数と縦覧者数

5. まとめ

- 「代替案」と「HPの掲載」では、方法書、準備書、評価書の全てにおいて、全くできていなかったことから、今後の課題と言える。また、「代替案」では、方法書で代替案を載せ、検討していくことができるまでには、時間がかかると思うが、2事業で実施していたように、道路のルート選定した理由を記載することは、説明責任の上でも事業者が行うべきことであると考えられる。また、「HPの掲載」については、図書を一括して見ることを考えれば、自治体のHPでの掲載が望ましく、行政のアセス担当者が責任を持って公表できるようにすべきであり、そのためには、アセス図書を公共物として、公開できるようにしなければならないと考える。
- 「現地調査時期が特定できるか」では、約3割が月の表記であったが、63%で四季、4%で年単位の表記であることが分かった。これは、調査時期の表記の仕方については、要綱、条例の手引き共に、具体的な表記方法についての記載がないためと考えられる。従って調査時期の表記については、月の表記をしている事業も見られるため、可能な限り月単位での特定しやすい表記にしていけるべきであると考えられる。
- 「地域の概況が図書全体に占める割合」では、方法書の条例時代では、2事業とも43%、56%と割合が大幅に高くなった。これは、条例では方法書の段階から、地域の概況の具体的な内容を記載しているためである。よって、方法書における地域の概況は、あくまでも必要な範囲内の記載にとどめ、地域特性に応じたものとなるよう配慮が必要であると言える。

【補注】

1) 滋賀県の要綱では、方法書にあたるものを実施通知書とし、条例では実施計画書としているが、本研究では双方の呼び名を方法書として記載している。

【参考文献】

- 1) 島津康男：方法書のあり方を問う、環境アセスメント学会 2003年度研究学会要旨集、1-6(2003)
- 2) 宮城康博：「市民からの環境影響評価」について、環境アセスメント学会 2005年度研究発表会要旨集、25-29(2005)
- 3) 滋賀県庁HP「平成17年(2005年)版環境白書資料編 環境アセスメントアセスの手続き状況」
<<http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/hakusyo/file46/5/02.pdf>>
- 4) 滋賀県における環境影響評価の手引き、滋賀県生活環境部環境室(1993)
- 5) 滋賀県における環境影響評価制度、滋賀県生活環境部環境室(1995)
- 6) 環境影響評価制度「対家事業一覧」
<http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/assess/as_top.htm>

**A study on the scoping documents
in Environmental Impact Assessment**

Emi Tanaka

Abstract

An environmental assessment law is enforced in 1999, and it processed 7 years. Therefore the existence thinks as having established among citizens gradually, but it isn't necessarily say with citizen's assessing. And scoping documents is pointed as one of the reasons.

Therefore in this study, I intended for Shiga that made a guide to environmental assessment.

And, I devise evaluation item and grasp the actual conditions. As a result, this study's purpose that consider for scoping documents.

As a result of having grasped the actual conditions of books of Shiga, the following became clear. 1)"Alternative plan" and "Publication of website" isn't capable at all about scoping documents, draft environmental impact statement and final environment impact statement. 2)"On-the-spot investigation is executed after make up scoping documents" is services that about 80% executes on-the-spot investigation at made up scoping documents, but a part of the service executed on-the-spot investigation at before make up scoping documents. 3)"On-the-spot investigation time is written clearly", about 80% services write notation of month, but notation of seasons are at most and notation of years are a few. 4)"Proportion of general condition area", scoping documents the days of summary are at most 10%, but the days of ordinance are high.

As a result, I deliberate about ideal of scoping documents.

目 次

第1章：序論

1-1 背景	1
1-2 研究の目的	2
1-3 研究の意義	2
【参考文献】	3

第2章：研究方法

2-1 分析の枠組み	4
2-2 調査方法	5
2-3 チェック項目の整理と評価基準の設定	
2-3-1 チェック項目の整理	5
2-3-1-1 設定理由	6
2-3-2 評価基準	8
2-4 分析対象	9
【参考文献】	14

第3章：環境アセスメントにおける方法書の役割

3-1 環境影響評価法	
3-1-1 環境影響評価法の設定経緯と目的	15
3-1-2 環境アセスメントの手続きとそこでの方法書の位置づけ	16
3-2 滋賀県における要綱・条例の制定状況	
3-2-1 要綱・条例の施行とその手続き	
3-2-1-1 要綱の施行	18
3-2-1-2 条例の施行	19
3-2-1-3 要綱と条例の手続き	20
3-2-2 要綱と条例の制度比較	21
3-2-3 滋賀県における環境影響評価の手引き	24
3-2-3-1. チェック項目に対する手引きの記載内容	25
【参考文献】	28

第4章：分析結果

4-1 チェック項目ごとの分析結果

4-1-1	○△×の評価	29
4-1-2	定量評価	
4-1-2-1	チェック項目「①-3-1.調査・予測・評価が 図書全体に占める割合」	32
4-1-2-2	チェック項目「①-3-2.地域の概況が 図書全体に占める割合」	32
4-1-2-3	チェック項目「②-1.ページ数」	33
4-1-2-4	チェック項目「②-3.地図(透明シートの使用)」	34
4-1-2-5	チェック項目「③-2.準備書への住民意見の数 と縦覧者数」	36

4-2 時系列の分析

4-2-1 ○△×の評価

4-2-1-1	チェック項目「①-1.資料の出典」	38
4-2-1-2	チェック項目「①-2.代替案」	39
4-2-1-3	チェック項目「①-4-1.現地調査を 方法書作成後に実施しているか」	39
4-2-1-4	チェック項目「①-4-2.現地調査が特定できるか」	40
4-2-1-5	チェック項目「②-2.通しページ」	40
4-2-1-6	チェック項目「③-1.ホームページで掲載しているか」	40

4-2-2 定量評価

4-2-2-1	チェック項目「①-3-1.調査・予測・評価が 図書全体に占める割合」	41
4-2-2-2	チェック項目「①-3-2.地域の概況が 図書全体に占める割合」	41
4-2-2-3	チェック項目「②-1.ページ数」	42
4-2-2-4	チェック項目「②-3.地図(透明シートの使用)」	43
4-2-2-5	チェック項目「③-2.準備書への住民意見の数 と縦覧者数」	43

第5章：本研究のまとめ

5-1 結論

5-1-1. チェック項目ごとの分析結果から

5-1-1-1.	○△×の評価	45
5-1-1-2.	定量評価	46

5-1-2. 時系列ごとの分析結果から	
5-1-2-1. ○△×の評価	47
5-1-2-2. 定量評価	47
5-2. 考察	48
5-3. 今後の課題	50
【参考文献】	52

第 1 章

序論

第1章：序論

1-1. 背景

日本の環境影響評価法(以下、アセス)は1997年に制定され、1999年6月に施行された。この制度の第2条ではアセスを次のように定義している。

事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう¹。

お役所言葉で書いてあるので難しいことをいっているようだが、島津康男(1997)²⁾によると、要するに「開発事業を行うときには、あらかじめ環境に与える影響を見極めて大丈夫かどうかを判断し、必要な保全措置をとろう」という行政手続きがアセスであると言っている。

そして、この法律が施行されて7年になるので、アセスの存在は除々に市民の中に浸透してきたように思うが、市民のためのアセスとは必ずしも言えないのが現状である。その理由として、島津康男(1997)²⁾の中で、市民のアセスに対する評価を記載しており、そのアセスに対する意識を市民に聞いたアンケートの結果では、

- ・ 事業を実施することははじめから決まっており、アセスは儀式にすぎない
- ・ 影響はないとの結論が先にあり、アセスメントではなく結論への「アセスメント」だ。
- ・ 説明会があっても難しくて分からないし、形式的だ。公表された報告書を読めと言われても、分厚くて読めやしない。はじめから理解させる気はないのだ。
- ・ 事業者が自分でつくるので、答えははじめから決まったようなもので信用できない。
- ・ 前のように有力者が話しをつけたほうが気楽だ。(住民投票の議論にみるように、直接民主主義と間接民主主義との問題でもある)

などといった印象を市民は持っており、アセスを知っている人(主に、結果として手続き上の関係地域住民になった人)の評判は決して、良いものではないと述べている。このようにアセスは儀式化、また形式や内容に関して問題があるのが現状であり、その理由のひとつとして方法書のあり方が考えられる。アセスの一番最初に提出される意味でアセスの設計図とも言われる重要な方法書であるが、島津康男(2003)³⁾は、「ページ数が膨大で分厚いため読みづらくまた、大切な部分である『調査・予測・評価』の章が少なく、「地域の概況」がほとんどを占めるようなものや、どの事業を見ても同じような内容ばかりの金太郎あめ状態になっているものが多い。また、そういった現状の中で本来のアセスは、それぞれの地域の特性に合わせたメリハリのきいたものであり、また、地域の環境保全についての事業者の認識・ビジョンを分かりやすく記載するものでなければならない」と指摘している。そういった中で、宮城康博(2005)⁴⁾は市民が初めて方法書を作成した事例として「市民から方法書」を取り上げ、その方法書を評価している。しかし、方法書の実態としては、どうなっているのか十分に明らかになっておらずそのような研究も見あたらない。

1-2. 研究の目的

上記のような背景から、本研究では、方法書・準備書・評価書(以上をまとめて「図書」と呼ぶ)を一連の流れで、内容や形式の変化を分析することにより、実態を把握する。そして実態を把握した上で、方法書のあり方について検討することを目的とする。

1-3. 研究の意義

方法書のあり方を検討することにより、本来の方法書の役割が果たされる。また、方法書を作成する事業者やコンサルタントの参考になることや、市民のアセスの対する認識が変わるという点でも意義があると考えられる。

第1章：参考文献

- 1) 環境影響評価法 第1章第2条第1項
<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09HO081.html>>
- 2) 島津康男：市民からの環境アセスメント,14-15,26-27,日本放送出版協会(1997)
- 3) 島津康男：方法書のあり方を問う,環境アセスメント学会 2003 年度研究学会要旨集,1-6(2003)
- 4) 宮城康博：「市民からの環境影響評価方法書」について,環境アセスメント学会 2005 年度研究発表会要旨集,25-29(2005)

第 2 章

研究方法

第2章：研究方法

2-1. 分析の枠組み

図2-1は研究のフロー図であり、本研究は大きく以下のような順序で行っていく。

- ① 先行研究の整理及び専門家へのヒアリングから、方法書、準備書、評価書を評価するチェック項目の整理と、② 評価基準の設定を行う。
- ③ チェック項目に基づいて「チェック項目ごとの分析(分析1)」「時系列ごとの分析(分析2)」を行い実態を把握する。

*分析1では、以下表2-1に示すチェック項目ごとに評価基準を定めて、分析を行う。

また、いくつかのチェック項目では、事業内容ごとにも分析を行う。

*分析2ではチェック項目に基づいて要綱時代の前半(1981~1989)、要綱時代の後半(1990~1998)、条例時代(1999~)の3つの時代別に分けて、違いや傾向が見られるかを分析する。

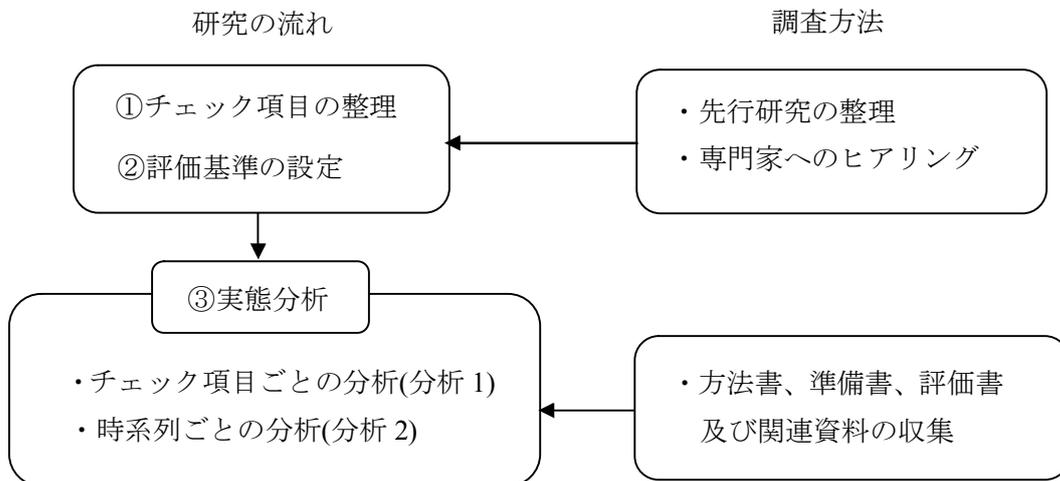


図2-1. 分析のフロー図

2-2. 調査方法

調査方法は大きく「先行研究の整理」、「専門家へのヒアリング」、「方法書、準備書、評価書及び関連資料の収集」の3つである。

専門家へのヒアリングでは、2005年12月16日にアセスの専門家である島津康男氏を訪問し、本研究の内容について2時間程度、インタビューした。また、さらに電子メールでチェック項目の「地図」や「通しページ」などの設定について、情報を収集した。

方法書、準備書、評価書は、滋賀県庁に保管されているものを収集した。一部の事業では、縦覧場所や、図書作成前に提出された作成案などの、内部資料を関連資料として収集した。

また、図書の収集では調査できない2つのチェック項目があり、以下表2-1に挙げる「③-1. ホームページ(HP)で掲載しているか」は、滋賀県庁の環境管理課のアセス担当者を確認を取り、「③-2. 準備書への住民意見の数と縦覧者数」は、滋賀県庁のHP¹⁾からデータを入手した。

2-3. チェック項目の整理と評価基準の設定

2-3-1. チェック項目の整理

先行研究の整理と専門家へのヒアリングから、方法書、準備書、評価書を評価するチェック項目の整理を行い、以下の表2-1に挙げる項目が最終的なチェック項目となった。また、これらのチェック項目を設定した理由も合わせて記載する。

表 2-1. チェック項目

	チェック項目	評価
①掲載すべき内容	1.資料の出典 2.代替案(代替案の内容・絞り込み経緯) 3.調査・予測・評価 3-1.図書全体に占める割合 3-2.「地域の概況」が図書全体に占める割合 4.現地調査の時期・期間*1 4-1.方法書作成後に実施しているか 4-2.調査時期が特定できるか(生物)	○△× ○△× 定量評価 定量評価 ○△× ○△×
②ドキュメンテーション	1.ページ数 2.通しページ(ページ数が多い場合) 3.地図(縮尺の統一、透明シートの使用)	定量評価 ○× 定量評価
③公表の方法等	1.ホームページで掲載しているか 2.準備書への住民意見の数と縦覧者数	○× 定量評価

(補足)

*1. 方法書だけのチェック項目

2-3-1-1. 設定理由⁵⁾⁶⁾⁷⁾⁸⁾⁹⁾

①掲載すべき内容

1. 資料の出典

図書の中で使用される資料や、データの信頼性や妥当性を示す必要があるため。

2. 代替案

代替案の有無が戦略アセスであるかどうかの一つの判断基準となる。また、本研究では代替案の有無に加えて、「比較検討した経緯の内容」について評価を行う。

「比較評価した経緯の内容」というのは、代替案を事業者がどうやって一つに絞り込んだかの経緯という意味である。代替案を一つに絞り込むには必ずその経緯が内部で行われているはずであり、その内容は事業者内部で不正があってはならないため、その内容は重要である。また、その経緯を方法書で公表することで、事業者がどういった経緯で代替案を絞り込んだかを市民が把握できる。

そういったポイントが押さえられているかを評価するために、代替案では以下、図 2-2 で示す評価基準に従って評価を行う。

3. 調査・予測・評価

「調査・予測・評価」はアセスメントでは一番重要な部分である。従ってこの部分が少なく、「地域の概況」が多いアセス図書は、それだけで良いものとは言えない。そのため、「調査・予測・評価」と「地域の概況」が図書全体に占める割合を調べることにより、図書を評価する。

4. 現地調査の時期・期間

現地調査を行う中で、2つの重要なポイントがあり、1つは「現地調査が方法書提出後に行われているか」、もう1つは「現地調査の時期が特定できるか」である。前者の理由としては、本来の方法書の役割は調査・予測・評価の方法を説明することであり、その内容が確定してから現地調査を始めるべきである。しかし、それが事前調査の形で終わっていて、審査会や、住民の意見による修正ができず、結果として調査・予測・評価の変更ができないことに繋がる可能性がある。また、後者の理由としては、調査項目により、適切な調査時期があるため、それを明示することが必要になる。例えば、渡り鳥の調査では、渡り期を対象に調査しなければならないことなどの理由から、2つのポイントについて評価を行う。

②ドキュメンテーション

1. ページ数

極端にページ数が少ないものは、内容が薄いものになっていたり、極端に多いものは「地域の概況」ばかりが大半を占め、メリハリのきいた図書になっていない傾向が考えられるため、ページ数を評価する。

2. 通しページ

アセスの文章は個々の資料の集まりではなく、トータルとしての判断材料であるため、通しページになっていることが理想である。複数のコンサルタントが請け負う場合、それぞれ作成したものを合わせているだけでは、ページ番号がバラバラになっていることがある。また、章ごとのページ建てになっているものは、編集に手をかけていないことを意味しており、それにより各章の書き方がバラバラになっているのは致命的である。つまり、「流れるように読める」ことが重要であるため、通しページになっているかどうかを評価する。

3. 地図（透明シートの使用）

地図の形式について透明シートの使用を評価する。その理由としては、これを利用すれば、土地の改変前と改変後の変化が分かりやすく見ることが出来るからである。

③公表の方法

1. ホームページで掲載しているか

アセス図書は何百ページにもなるのに対して、それを住民が縦覧する環境は、指定された場所、時間に限って読まなければならない。しかも、コピーが許されない場合、その場で把握することは難しい。そのため、近年では先進的な取り組みとして、図書の全文をホームページで掲載している自治体があるため、ホームページでの掲載を行っているかどうかを確認する。

2. 準備書への住民意見の数

住民意見の数は、その数が多ければ住民の関心が高いことを示す目安となることから、住民の意見の数を評価する。また、本研究では要綱時代の事業が多く、要綱では方法書に対する住民意見の提出の規定がないため、準備書に対する住民の意見の数とする。

2-3-2. 評価基準

(1)○△×による評価

「①-1. 資料の出展」は、資料の出展が掲載されていれば○。されていなければ×となり、△の場合は、資料の出展は記載されていないが、その資料の出展が必要になるデータを使用していない場合とする。

「②-2. 代替案」は、代替案が記載されている場合は○。比較検討した代替案の経緯を掲載している場合は△。代替案の記載が何もない場合は×とする(図 2-2)。

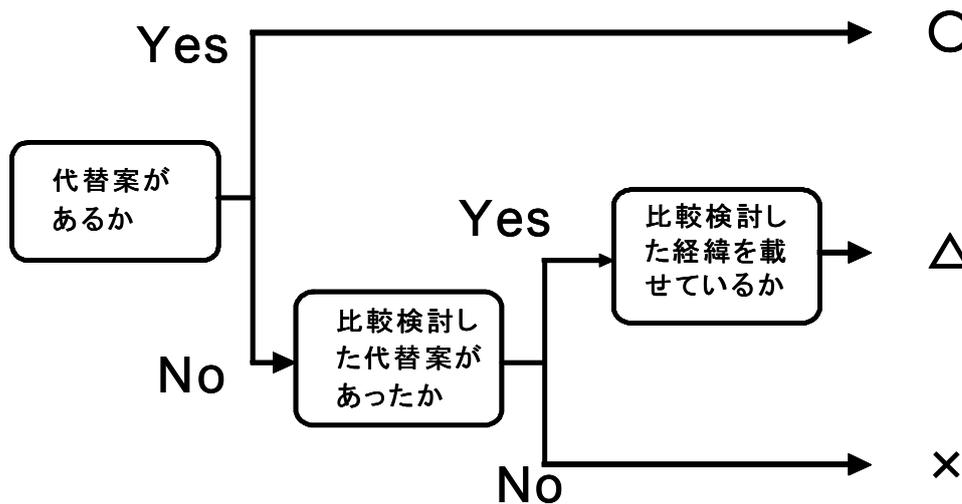


図 2-2. 代替案の評価基準

「①-4. 現地調査の時期・期間」では、さらに2つのチェック項目に分けて評価を行う。1つ目の「①-4-1. 現地調査が方法書作成後に実施しているか」では、実施していれば○。していなければ×。また、項目「大気質」など一部分のみの調査が方法書作成前に終わっている場合は△とする。

2つ目の「①-4-2. 現地調査時期が特定できるか(生物)」では、調査時期を項目「生物」のみで評価することとする。その理由としては、調査時期は項目によって表記の仕方にばらつきが見られるため、一概に評価をすることが難しく、1つの項目に着目する必要があること、また生物は、比較的調査時期を特定しやすいからである。しかし、事業によって「生物」を調査項目として選定していない場合は、他の項目の調査表記から評価を行うこととする。また、評価基準としては「4月・5月」などの月の表記は○。「夏季・冬季」などの四季の表記は△。「年1回・年2回」などの表記は×とする。

(2)定量評価

「①-3. 調査・予測・評価」では、さらに以下の2つのチェック項目に分けて評価を行う。

「③-3-1. 調査・予測・評価が図書全体に占める割合」、「③-3-2. 地域の概況が図書全体に占める割合」では、それぞれ割合を算出し、小数点第一位を四捨五入した数字を%表記で示す。

「②-1. ページ数」では図書全体のページ数を数字で定量的に評価する。

「②-3. 地図(透明シートの使用)」は、地図の中でも、透明シートが使用されているかに関して、定量的に評価する。

「③-2. 準備書への住民意見の数と縦覧者数」では、具体的な数字をそれぞれ示し、定量的に評価する。

2-4. 分析対象

本研究の分析対象は滋賀県の方法書、準備書、評価書とする。

その理由としては、滋賀県は環境アセスメント法の施行前から、図書を作成する際の参考となる、滋賀県における環境影響評価の手引き(1993)²⁾を作成したことから、全国でも特徴のある県であり、そのため、他の都道府県と比べ比較的工夫された図書を作成していたからである。

また、2006年8月時点での環境アセスメントの実施件数は68事業であるが、方法書段階で中止した事業や、評価書が出されずに手続きが終わっている20事業を除く48事業を分析対象とした。そして、48事業を滋賀県の要綱³⁾及び、条例⁴⁾で規定されている事業種別に分けた内訳が表2-2である。

表 2-2. 対象事業の内訳

事業の種類	事業数	事業の種類	事業数
レクリエーション施設の建設	14(9/5/0)	水面の埋立	3(2/1/0)
工業団地の造成	7(4/3/0)	住宅団地の造成	3(1/2/0)
廃棄物処理施設の設置	5(2/2/1)	その他知事が必要と認める事業	3(1/2/0)
工場の建設	4(1/3/0)	道路の建設	2(0/2/0)
ダムの建設	3(2/1/0)	その他	4(2/1/1)
			合計 48(24/22/2)

* () 内は(要綱前半/要綱後半/条例)の該当数

レクリエーション施設の建設は、14事業と最も多くその内訳は、ゴルフ事業が13事業、公園整備事業が1事業である。工業団地の造成では工業団地が4事業、土地区画整理事業が2事業などとなっている。また、その他については土石採取、港湾施設港湾計画、下水道終末処理施設、発電設備の設置が各1事業ずつとなっている。

そして以下の表 2-3 が、対象とした事業の詳細なデータである。

表 2-3. 対象事業の年代と事業名及び事業種

	年代(方法書提出時)	事業名	事業者	コンサルタント	事業種
1	S61.02.14	びわこプレジデントゴルフクラブ開発事業	びわこプレジデント観光	(株)戸田建設 [埋蔵文化財発掘調査] (株)阪神コンサルタンツ (社)日本廃棄物対策協会 (財)体質研究会 (株)都市緑地研究所 (株)ユニチカ環境技術センター	レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 の 建 設
2	S62.03.05	京阪ロイヤルゴルフクラブ増設工事	日本・ゴルフ工業(株)	(株)共栄技研コンサルタント [ワーキング担当機関] (株)応用地学研究所	
3	S63.03.30	(仮称)土山ゴルフ場等開発事業	イースタンリゾート開発(株)	[受託者](株)青木建設 [実務担当機関] (株)新洲 (株)都市緑地研究所 (株)環境科学	
4	S63.08.10	朝宮ゴルフコース造成工事	綾羽工業(株)	(株)東レエンジニアリング	
5	H01.04.07	(仮称)湖南カントリークラブ開発事業	サンロード(株)	[受託者](株)青木建設 [実務担当機関] (株)新洲 (株)都市緑地研究所 (株)環境科学	
6	H01.09.05	タラオカントリークラブ造成事業	(株)三栄開発	[受託者](株)新洲 [実務担当機関] (株)関西総合センター	
7	H01.09.14	コムウッドゴルフ倶楽部造成事業	(株)甲賀エース	(株)共同設計 [ワーキング担当機関] (株)環境工学コンサルタント (株)海洋生態研究所 (株)ユニチカ環境技術センター	
8	H01.11.08	富士スタジアムゴルフ倶楽部建設事業	(株)富士住建	[受託者] (株)玉野総合コンサルタント [実務担当機関] (株)玉野総合コンサルタント (株)新洲	
9	H01.12.11	大津カントリークラブ整備及び増設工事	(株)大和	(株)東レエンジニアリング	
10	H02.02.27	(仮称)田代ゴルフ倶楽部造成工事	太平産業(株)	[受託者] (株)オオバ [実務担当機関](株)近畿森林・土木コンサルタント (株)西日本技術コンサルタント	
11	H02.12.28	(仮称)ニッポー土山カントリークラブ造成工事	日東興業(株)	(株)東レエンジニアリング	
12	H04.01.10	パインバレーゴルフクラブ造成工事	春日観光(株)	(株)東レエンジニアリング	
13	H07.06.21	朽木ゴルフ倶楽部 9 ホール増設事業	(株)朽木ゴルフ倶楽部	(株)新洲 (株)環境科学	
14	H05.04.26	今津町総合運動公園整備事業	今津町	(株)西日本技術コンサルタント	
15	S62.04.21	大津湖南都市計画事業	住宅・都市整	記載なし	

		伊香立土地地区画整理事業	備公団		
16	S62.11.16	びわ川道工業団地造成事業	滋賀県土地開発公社	(株)国際航業	工業団地の造成
17	S63.02.26	びわ湖東部中核工業団地造成事業	地域振興整備公団・滋賀県・滋賀県土地開発公社	(株)東レエンジニアリング	
18	H01.10.02	日野工業団地開発事業	近藤産業(株)	(株)新洲 [ワーキング担当機関] (財)関西産業公害防止センター	
19	H02.02.14	(仮称)甲賀広域都市計画事業 水口第二工業団地造成事業	住宅・都市整備公団	(株)東レエンジニアリング	
20	H02.06.06	陰岐工業団地造成事業	(株)日の出建設、関西住宅宅地経営事業協同組合	(株)東レエンジニアリング	
21	H10.01.12	滋賀産業集積活性化事業用地(仮称)造成事業	地域振興整備公団	(株)東レエンジニアリング	
22	H01.01.12	(仮称)新南部廃棄物処分地設置事業	大津市	(株)東レエンジニアリング	廃棄物処理施設の建設
23	H01.06.28	大津クリーンセンター産業廃棄物最終処分場設置事業	大津市産業廃棄物処理公社	(株)東レエンジニアリング	
24	H02.03.23	ごみ処理施設建設事業	甲賀郡行政事務組合	[総括](株)環境科学コンサルタント [生物圏](株)やまと生物	
25	H10.12.07	淡海クリーンセンター甲賀設置事業	滋賀県環境事業公社	(株)建設技術研究所	
26	H14.10.15	中部清掃組合ごみ処理施設整備事業	中部清掃組合	(株)西日本技術コンサルタント	
27	S60.02.28	三田工業(株)滋賀工場建設事業	米原町、三田工業(株)	記載なし	
28	H02.08.20	(株)村田製作所野洲事務所建設事業	(株)村田製作所	[受託者](株)戸田建設 [実務担当機関] (株)都市緑地研究所 (株)日の出測量建設 (株)ユニチカ環境技術センター	工場の建設
29	H07.01.06	フジテック(株)滋賀製作所建設工事	フジテック(株)	(株)西日本技術コンサルタント	
30	H10.07.07	旭化成工業(株)守山支社3号ガスタービン発電設備増設事業	旭化成工業(株)守山支社	(株)大阪ガス (財)日本気象協会	
31	S63.12.05	高時川ダム建設事業	建設省近畿地方建設局	記載なし	ダムの建設
32	H01.12.06	北川治水ダム建設事業	滋賀県	(株)建設技術研究所	
33	H05.05.17	金居原(仮称)水力発電所新設工事	関西電力(株)	(株)ニュージェック	
34	S62.07.01	彦根・長浜都市計画道路3.3.2世継相撲線	滋賀県	(株)建設技術研究所	水面の埋立
35	S62.08.31	狭間池埋立造成事業	草津市	(株)パスコ	
36	H08.09.27	草津市生涯学習センター総合福祉ゾーン整備事業	草津市	(株)東レエンジニアリング	

37	S63.10.17	(仮称)大津湖西台土地区画整理事業	(株)大林組	(株)東レエンジニアリング	住宅団地の造成
38	H07.03.28	(仮称)大津真野佐川地区土地区画整理事業	(株)リンクス	(準備書)：(株)東レエンジニアリング (評価書)：(株)東レエンジニアリング 株式会社オオバ	
39	H09.12.08	大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理事業	栗東町	(株)サンワコン	
40	S61.04.18	教育・研究機関誘致に伴う造成事業	滋賀県	(株)東レエンジニアリング	とその他知事が必要
41	H02.02.07	立命館大学びわこキャンパス整備事業	学校法人立命館	(株)パシフィックコンサルタンツ	
42	H03.12.12	(仮称)滋賀県立大学整備事業	滋賀県	(株)国際航業	
43	H02.07.13	近畿自動車飛島神戸線(第二名神)建設事業	建設省近畿地方建設局	記載なし	建道路の
44	H09.09.30	国道 421 号(左目バイパス)道路改築事業	滋賀県	(株)国際航業	
45	H8.04.03	旧野洲川南流県有地骨材採取事業	(社)滋賀県骨材協会	(株)中央開発	採土取石
46	S60.10.04	彦根港改修整備事業	滋賀県	(株)国際航業	施港湾
47	S62.07.01	琵琶湖流域下水道高島処理区終末処理場整備事業	滋賀県	[準備書・評価書作成] (株)センチュリリサーチセンタ [現地調査] (株)西日本技術コンサルタント	処下水施道設終末
48	H15.11.17	ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場発電設備設置事業	ダイハツ工業(株)	(財)日本気象協会	の発電設備

また、対象外とした 20 事業の詳細なデータを表 2-4 にまとめた。

表 2-4. 対象外事業の年代と事業名及びその理由

	年代(方法書提出時)	事業名	対象外とした理由
1	S60.03.18	湖北地区産業廃棄物最終処分場設置事業	評価書提出以外による手続き終了
2	S60.09.27	中央自動車道西宮線改築事業	
3	H01.10.13	大江戸ダム建設事業*1	方法書提出なし
4	H04.08.17	大津湖岸なぎさ公園整備事業*1	
5	H04.10.05	栗栖治水ダム建設事業	方法書提出段階で事業中止
6	H04.12.10	近江富士カントリークラブ増設工事	
7	H05.04.07	滋賀県畜産技術センター整備事業	
8	H06.06.21	センチュリーシガゴルフクラブ増設工事	方法書提出段階で事業中止
9	H07.02.20	龍谷大学瀬田学舎課外活動施設拡充事業	
10	H07.08.18	(仮称)石部カントリー倶楽部造成工事	
11	H12.08.25	(仮称)竜王リゾート開発事業	
12	H14.06.14	新清掃工場整備事業	
13	S56.07.10	びわこ施設建設事業(NTT)	滋賀県庁において方法書の保存なし(廃棄処分)
14	S57.11.05	甲賀広域都市計画水口土地区画整理事業	
15	S58.10.13	国友工業団地造成事業	
16	S59.07.18	日野第二工業団地造成事業	
17	S60.05.31	大津港改修整備事業	
18	S62.02.02	近江カントリー倶楽部増設工事	
19	H01.04.26	ビックワンカントリー信楽コース 9 ホール増設造成事業	
20	S63.06.20	野洲川廃川敷地における骨材採取事業	滋賀県庁において評価書の保存なし(理由不明)

*1. 方法書の提出がないため、準備書提出時の表記

第2章：参考文献

-
- 1)滋賀県庁HP「平成17年(2005年)版環境白書資料編 環境アセスメント アセスの手続き状況」<<http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/hakusyo/file46/5/02.pdf>>
 - 2)滋賀県における環境影響評価の手引き,滋賀県生活環境部環境室(2003)
 - 3) 滋賀県における環境影響評価制度,滋賀県生活環境部環境質(1995)
 - 4) 環境影響評価制度「対象事業一覧」
<http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/assess/as_top.htm>
 - 5)島津康男：講座版「市民からの環境アセスメント」,1-6(2005)
 - 6)島津康男：方法書のあり方を問う,環境アセスメント学会 2003 年度研究学会要旨集,1-6(2003)
 - 7)島津康男：愛知万博の環境アセスメントから何を学ぶか,環境アセスメント学会誌,1-6(2005)
 - 8)島津康男：質問,2006-5-30,電子メール
 - 9)島津康男：質問,2006-8-9,電子メール

第3章

環境アセスメントにおける 方法書の役割

第3章：環境アセスメントにおける方法書の役割

3-1. 環境影響評価法

3-1-1. 環境影響評価法の制定経緯と目的¹⁾

環境アセスメントは、1969年(昭和44年)にアメリカにおいて世界で初めて制度化されて以来、世界各地でその制度化が進んできた。

日本では、1972年(昭和47年)に公共事業について環境アセスメントが導入されたことになり、その後、昭和50年代半ばまでに、港湾計画、埋め立て、発電所、新幹線についての制度が別々に設けられた。このような別々の制度による環境アセスメントが実施されるなかで、統一的な制度の確立が必要となり、1981年(昭和56年)に「環境影響評価法案」が国会に提出されたが、廃案となった。

法案の廃案後、法案の代わりに政府内部の申し合わせにより、統一的なルールを設けることとなり、1984年(昭和59年)に「環境影響評価の実施について」が閣議決定された(この閣議決定による制度が閣議アセス)。

その後、1993年(平成5年)に制定された「環境基本法」において、環境アセスメントの推進が位置づけられたことをきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まった。その結果、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れ、1997年(平成9年)6月に「環境影響評価法」が成立した。

また、環境影響評価法は、環境アセスメントを行うことは環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとても大切であるとの考えのもとに作られている。そして、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業について環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定(事業の許認可など)に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としている。また、そのためには、国や事業者だけでなく、その事業が行われる周辺の地域住民が積極的に関わらなければ、その目的が十分に果たせず、環境アセスメントも十分に機能しないということも、重要な部分である。

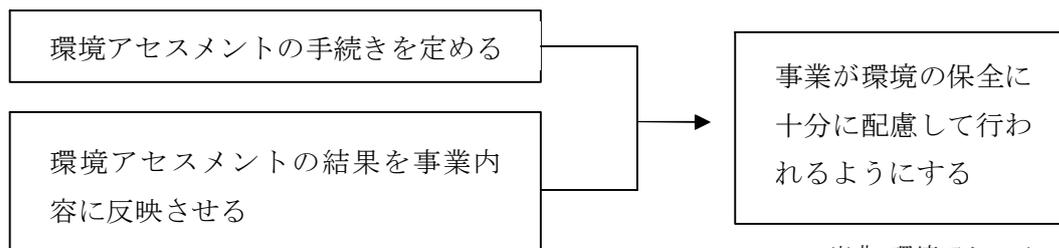


図 3-1. 環境影響評価法の目的

出典：環境アセスメント制度の
あらまし,環境省¹⁾

3-1-2. 環境アセスメントの手続きとその中での方法書の位置づけ¹⁾

まず、図 3-2 に、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続きの流れを示す。

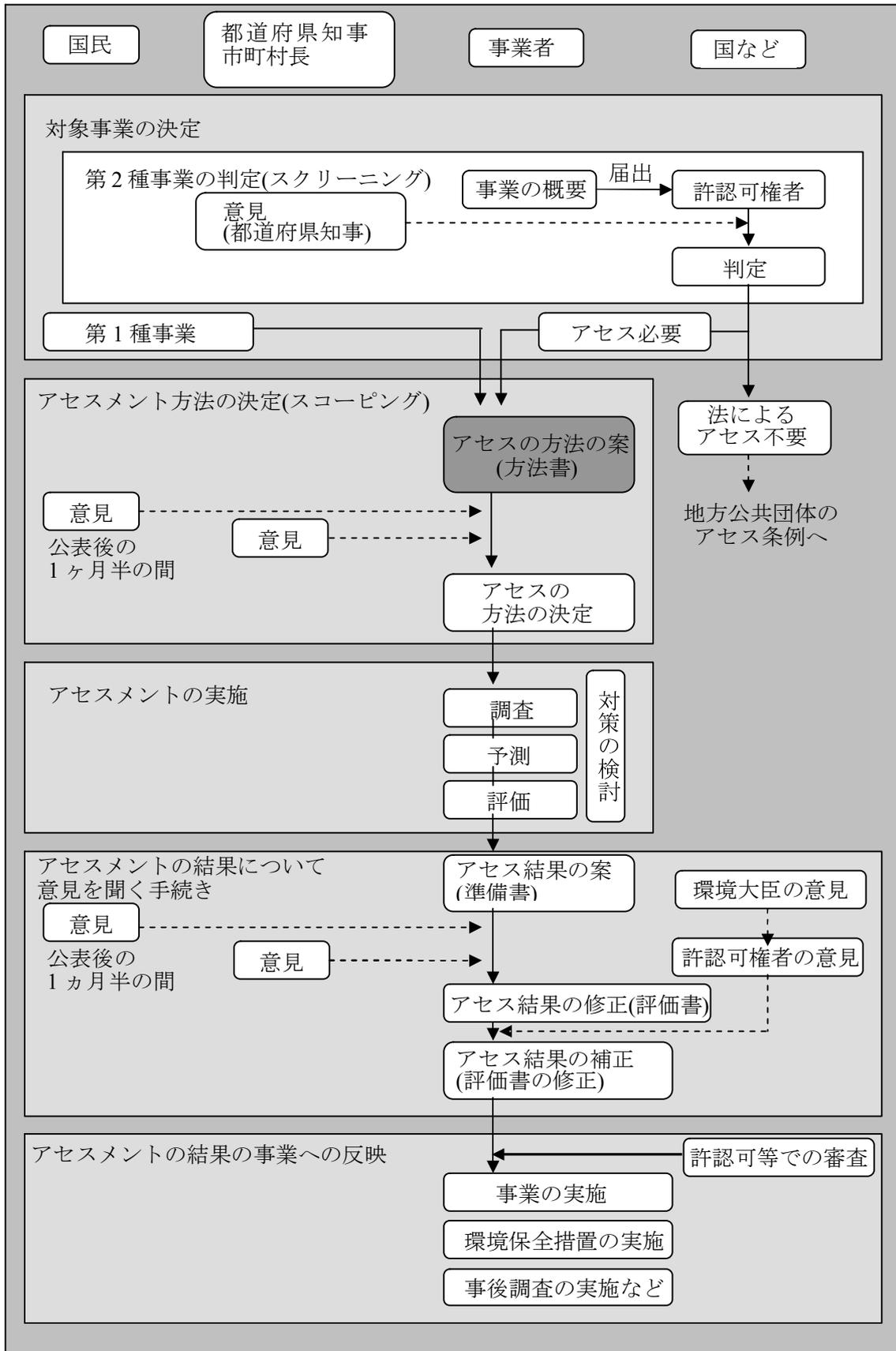


図 3-2. 環境アセスメントの手続きの流れ

図 3-2 を見て分かるように、アセスの手続きの中で方法書はアセスの方法の案として、一番最初に提出される図書である。

また、背景にも述べたように現状のアセスは、大切な部分である「調査・予測・評価」の章が少なく、「地域の概況」がほとんどを占めるような、内容に問題があるものや、どの事業を見ても同じような内容ばかりの金太郎あめ状態になっているものが少なくない。そういった現状の中で本来のアセスは、それぞれの地域の特性に合わせたメリハリのきいたものにすべきであり、また、地域の環境保全についての事業者の認識・ビジョンを分かりやすく記載するものでなければならない。

そして、その本来のアセスの姿にするためには、アセスの方法の案である方法書が、本来のアセスを行うためのツールになると考える。また、そうすることによって環境影響評価法の目的を達成させることにも繋がってくる。

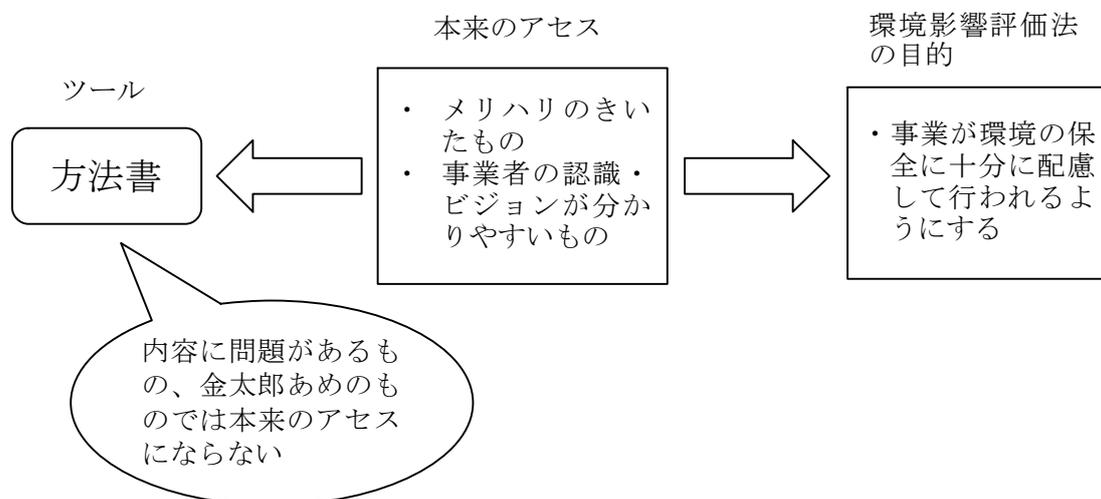


図 3-3. 方法書の位置づけ

3-2. 滋賀県における要綱・条例の制定状況

3-2-1. 要綱・条例の施行とその手続き

3-2-1-1. 要綱の施行

滋賀県では、1981年(昭和56年)3月16日に「滋賀県環境影響評価に関する要綱(以下、要綱)が施行された。その目的は、「各種の開発事業の決定に際して、環境保全に対する適正な配慮がなされたことにより、環境汚染の未然防止を図り、良好な環境を保全すること」である。

また、その制定の趣旨は、

従来の開発事業は、県民の生活水準の向上をもたらし、生活を豊かにしてきた反面、環境保全に対する配慮が必ずしも十分でなく、環境汚染の未然防止に欠けるきらいがあった。

また、開発事業の決定や実施の過程において、住民との事前の意見調整も十分ではなかったため、かえって事業の実施に支障をきたした事例も少なくない。

本要綱は、このような現状に鑑み、開発事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測、評価した結果を公表し、これに対する住民などの意見を求めるための手続等を定めることにより、開発事業の決定や実施の過程において環境保全に対する適正な配慮がなされ、住民の合意を得ながら事業が適正に実施されることを期そうとするものである。

となっている。²⁾

またその後、社会情勢の変化等に伴い、平成4年6月1日にこの要綱は改正され、施行された。そしてこの改正の趣旨は、

昭和56年の要綱施行以後の社会情勢の変化等により、近年は、高層建築物の建築やリゾート施設の集中立地等が計画され、また、開発行為等に伴う環境悪化の未然防止に対する県民の関心も高まっていることから、要綱の一部を改正し、本県における環境影響評価制度の一層の充実を図ろうとするものである。

となっている。²⁾

このように、滋賀県ではアセス法の施行以前から要綱が施行され、その後の社会情勢の

変化などの地域の特性に合わせて、要綱を改正し対応していたことが分かる。

3-2-1-2. 条例の施行

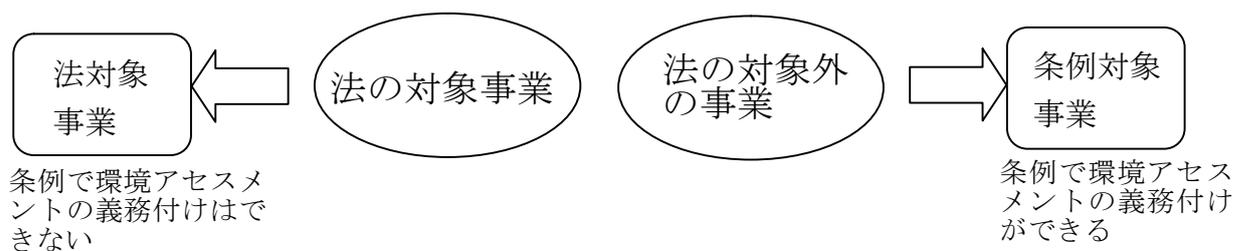
滋賀県では、環境影響評価法が制定された1997年から1年後の1998年の12月に「滋賀県環境影響評価条例」(以下,条例)が公布され、その翌年の1999年の6月に条例が施行された。この条例の目的は、

土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことおよびその事業に係る工事の着手後に事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることを確保し、もって現状および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

となっている。

また、条例は一般的に、環境影響評価法と比べ、対象事業の種類を多くする、小規模の事業を対象にする、公聴会を開催して住民などの意見を聴く、第三者機関による審査の手続きを設ける、手続きに入る前の環境配慮を義務づける、手続きを行った後の事後モニタリングを義務づけるなど、地域の実情に応じた特徴ある内容のものとなっている。

そして法と条例の関係は、双方の制度による手続きが重複したり、法の手続きの進行が妨げられることのないよう、お互いの関係について規定を置いて円滑に進められるようにしている。³⁾



出典：環境影響評価支援ネットワーク、環境アセスメントガイド³⁾

図 3-4. 環境影響評価法と条例の関係³⁾

3-2-1-3. 要綱と条例の手続き

ここでは、上記で述べた滋賀県の要綱と条例の手続きの流れを図 3-5 に示す。

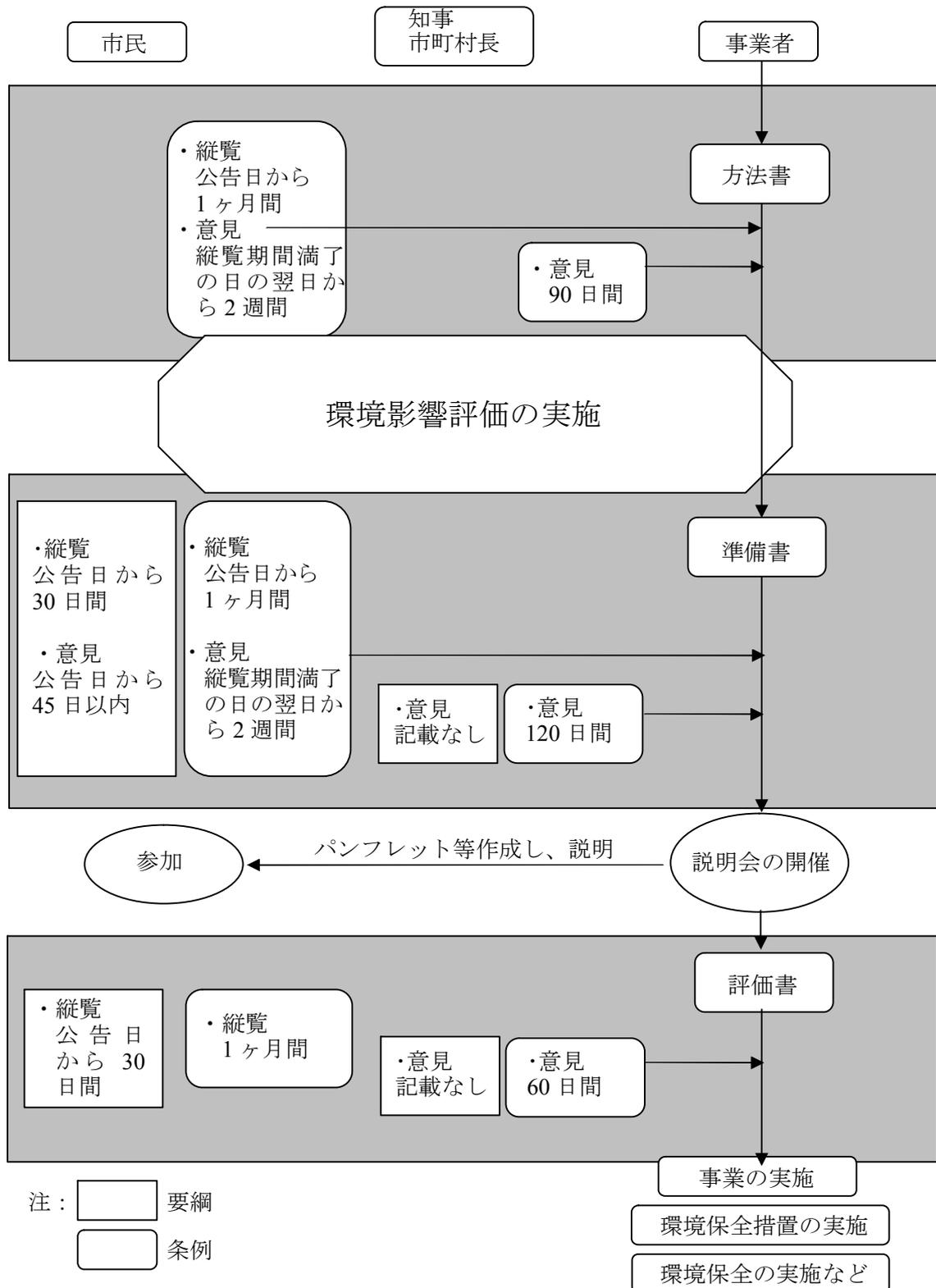


図 3-5. 要綱と条例の手続きの流れ

3-2-2. 要綱と条例の制度比較

要綱と条例の制度の中で、本研究の分析対象としている方法書、準備書、評価書の作成に関わる制度について、双方の比較を行い、以下の表 3-1 に示した。

また、**太字**で示した部分は、要綱と条例の相違点である。

表 3-1. 要綱と条例の制度比較

	要綱	条例
記載内容 (方法書)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名 2. 対象事業の名称、目的および内容 3. 調査を実施しようとする地域の範囲 4. 調査項目、調査方法および調査時期 5. その他参考となる事項 (第 4 条) <p>* 地域の概況は「現況調査項目」 (技術指針より)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の氏名および住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地) 2. 対象事業の名称 3. 対象事業の目的および内容 4. 対象事業が実施されるべき区域およびその周囲の概況 5. 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域 6. 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目) 7. 対象事業実施区域およびその周辺の自然的社会的状況に基づき環境の保全の見地から考慮しようとする内容 (第 6 条) <p>* 地域の概況は資料の出典も明記 (技術指針より)</p>
縦覧・意見の提出 (方法書)		<p>住民</p> <p>(縦覧): 公告日から 1 ヶ月間</p> <p>(意見の提出): 縦覧満了日の翌日から 2 週間</p>

		知事 (意見の提出):90日以内
記載内容 (準備書)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名 2. 対象事業の名称、目的および内容 3. 対象事業を実施しようとする区域およびその周辺地域の概況 4. 対象事業の実施による影響の内容および程度 5. 環境保全のための措置 6. 対象事業の実施による影響の評価 7. 事後調査の実施計画 <p>8. その他参考となる事項 (第5条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第6条の1~4までに記載した事項 2. 住民の意見の概要 3. 知事の意見 4. 調査地城市町長の意見 5. 2.3.4の意見についての事業者の見解 6. 環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法 7. 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア. 調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめられたもの イ. 環境の保全のための措置 ウ. 事後調査を実施することとした場合には、当該事後調査を実施するための計画 エ. 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 8. 環境影響評価の全部または一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名および住所 (第12条)
縦覧・意見の提出 (準備書)	住民 (縦覧):公告日から30日間	住民 (縦覧):公告日から1ヶ月

	(意見の提出):公告日から 45日以内 知事 (意見の提出):記載なし	(意見の提出): 縦覧満了日の翌日から2週間 知事 (意見の提出):120日以内
説明会 (準備書)	準備書の周知を図るため、説明会の開催、 準備書の内容を要約した文書の配布 、その他準備書の周知に関し必要な措置を講じなければならない。(第8条) *出来ない場合は要しない	事業者は規定で定めるところにより、縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。(第15条) *出来ない場合は要しない
記載内容 (評価書)	1. 準備書の記載内容 2. 準備書の内容を修正したものについては、その経緯 3. 意見書、記録書および審査意見書の概要ならびにこれらに対する事業者の見解または措置 (第13条)	1. 準備書の記載内容 2. 準備書の内容のうち修正したものについては、その経緯 および理由 3. 住民の意見の概要 4. 知事の意見 5. 市町長の意見 6. 事業者の見解 (第19条)
縦覧・意見の提出 (評価書)	住民 (縦覧): 30日間 知事 (意見の提出):記載なし	住民 (縦覧): 1ヶ月間 知事 (意見の提出):60日間

3-2-3. 滋賀県における環境影響評価の手引き

方法書、準備書、評価書の作成は技術的、専門的事項を含むと同時に一般市民が読むことを前提としたものであり、通常の調査報告書とは違ったスタイルが要求される。しかし、その点の認識が十分ではなく、不適切な文書となっている事例も多いことから、滋賀県ではこれらの図書の作成における手引きを作成し、要綱におけるものとしては滋賀県における環境影響評価の手引き(1993)⁴⁾を、条例におけるものとしては、滋賀県における環境影響評価の手引き(2001)⁵⁾を作成している。そしてこの手引きにより、事業や地域の特性を反映したメリハリのある環境影響評価が行われるように勤めている。また、島津康男(2005)⁶⁾は、方法書、準備書の書き方を定めている数少ない自治体として滋賀県を取り上げ、手引きの内容について述べている。

手引きの主な内容としては、スコーピングや調査・予測・評価などといった、アセス実施の基本的な手法から、調査項目として挙げられる「気象」「大気質」「悪臭」といった項目の調査手法が、具体的に記載されている。

また、本研究との関係性が高い、図書の作成上の配慮事項について要綱では、

- ・記載に当たっては、予測・評価を主体とし、事業計画・地域の概況の記載は全体の20%までに止めること
- ・本編・資料編の各々について通しページとすること
- ・学術用語・法令用語など、一般日常的な使い方と異なる用語には注釈を加え、又理解されやすい用語・あいまいさの残らない用語を用いること
(例)「わずか」「やや」「かなり」などの表現はなるべく避ける
「慎重に対処する」などは具体性に欠けるので、内容を具体的に示す
- ・図表は理解を助けるが、図表に頼らず、文書だけを読んでもいけばわかるようにする必要がある (準備書の作成の配慮事項から一部掲載)

そして条例版の手引きでは、以下のように記載している。

- ・事業特性および地域特性を反映したものであること(どこにも通用する類型的なものでないこと)
- ・全体を通して一貫性のある内容であること
- ・一般住民にも分かりやすい表現を用いるとともに、説得力があり、押しつけ感を与えないこと
- ・地図を用いて表示する場合は、異なる地図を使用してよいが、水質・流況・底質・水生生物のように関連するものは、1枚の地図に記号を変えて記入するなど、調査地点の位置関係が明瞭になりよう配慮する
(図書の作成方法から一部掲載)

以上のように、どちらも市民にとって分かりやすいような図書の作成方法を定めており、以上の手引きに記載している「地域の概況の割合」や、ドキュメンテーションについての「通しページ」などの配慮事項は、チェック項目の参考にもした。

3-2-3-1. チェック項目に対する手引きの記載内容

ここでは、手引きの内容が、図書の作成に影響を与えると考えられるため、本研究で設定したチェック項目に対して、要綱⁴⁾及び条例⁵⁾の手引きでは、どういった記載がされているのかを双方で比較を行う。

表 3-2. チェック項目に対する手引きの記載内容の比較

チェック項目	要綱(手引き内容)	条例(手引き内容)
「資料の出典」	<p>準備書の作成段階の配慮事項として記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理の飛躍がなく、説得性のある構成になっていること。これには、結果の検証(追試)が可能なよう、<u>資料・手法の出典が明確になっていること。</u> 	<p>「総論」と方法書作成の中で、地域特性の把握に関する、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認を行った場合は確認方法を含めてその結果を、既存文献その他の資料により把握した場合は<u>当該資料等の出典も含めてその結果を記載する。</u> <p>準備書の環境影響評価の際の、配慮事項として記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書に基づいて結果の検証(追試)が可能なよう明確な記載とすること。これには、<u>用いた資料の出典が含まれる。</u>
「代替案」	記載なし。	<p>方法書作成の考慮事項で記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・考慮事項に関し代替案を検討した場合は、その内容を明らかにしておく。
「調査・予測・評価」 (調査・予測・評価の割合、地域の概況の割合、 に関しての内容を記載)	<p>準備書作成段階の配慮事項で記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載に当たっては、<u>予測・評価を主体とし、事業計画・地域の概況の記載は全体の20%までに止めること。</u> 	<p>方法書の構成での記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の内容で最も重要なのは「<u>環境影響評価の項目および調査、予測、評価の手法</u>」の関する部分であり、この部分の記述に<u>ウエイトを置き、事業概要および地域の概況に関する記述は、項目及び手法の選定に必</u>

		<p><u>要な範囲内にとどめる。</u></p> <p>準備書の構成で記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業概要おとび事業実施区域およびその周囲の概況は、併せて全体の20%を超えないようにし、予測、評価の記載にウエイトを置く。</u>
<p>「現地調査の時期・期間」 (調査時期の表記についての内容を記載)</p>	<p>陸生植物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>開花期・結実期</u>を選ぶことが望ましく、理想的には<u>春・夏・秋の3季</u>に分けて実施。 ・事業による影響が特別に広範囲に及ぶことがない場合には、植物種の調査は、春と夏を中心に、植生の調査は<u>7~8月</u>に実施する。 <p>陸生動物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>繁殖期・産卵期・幼生期</u>を選んで調査を実施することが重要。鳥類においては<u>渡り鳥の飛来・帰去</u>に合わせる必要がある。 <p>水生生物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>産卵期・幼生期</u>に調査することは、陸生生物の場合よりもさらに重要である。 	<p>動物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>四季</u>およびそれぞれの対象動物の<u>繁殖期</u>を考慮した時期。 <p>植物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>開花期、結実期</u>(または<u>孢子のうの形成期</u>)等を考慮して設定することが望ましく、これらは植物によって異なるので、年間を通じた状況を把握できるような原則として<u>通年(春、夏、秋の3季各1回以上)</u>の調査を実施する。
「ページ数」	<p>準備書のページ配分の例を記載</p> <p>準備書作成の配慮事項に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本編は<u>200ページ程度</u>を目標として、データや技術手法の詳細は資料編に回す。 	記載なし。
「通しページ」	<p>準備書作成の配慮事項に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本編・資料編の各々について<u>通しページ</u>とすること。 	記載なし

(補注):「現地調査の時期・期間」では、調査時期の表記に関しての、手引き内容を記載している。従って、

詳細項目の「4-2.調査時期が特定できるか」のチェック項目に関係している。また、ここで記載している内容は、調査時期の表記に関する記載を取り上げているため、一部の記載内容となっている。

また、チェック項目の「地図(透明シート)」「HPで掲載しているか」「準備書への住民意見の数」については、手引きおいての記載が見られないため、除外とした。

「資料の出典」については、要綱では方法書の段階で地域の概況の記載を規定していないためか、資料の出典の記載を指示しておらず、準備書で資料の出典を明示することとしている。それに対し、条例では、方法書の段階から、地域の概況の記載を規定しているので、資料の出典の記載を求めていると考えられる。

「調査・予測・評価」については、要綱では準備書の作成段階において、地域の概況を全体の20%までに止めることとしている。それに対し、条例では、方法書の作成段階から、地域の概況を必要な範囲内にとどめるとし、それに加えて、調査・予測・評価の部分にウエイトを置くこととしている。また、準備書でも同じ内容でとなっていた。

「現地調査の時期・期間」では、基本的には要綱、条例とも調査する生物に応じて最も有効かつ効率のよい時期で調査を行うこととしている。また、具体的な調査時期の表記は、開花期、結実期、繁殖期、幼生期、産卵期、また四季となっており、月の表記は要綱の陸生植物で、表記が一部見られたが、全体的に見ると月の表記方法を示すまでの記載はなかった。

また、「ページ数」と「通しページ」については、要綱の手引きで記載が見られたが、条例では見られなかった。

第3章：参考文献

- 1) 環境アセスメント制度のあらまし,環境省
- 2) 滋賀県における環境影響評価制度,滋賀県生活環境部環境室(1995)
- 3) 環境影響評価情報支援ネットワーク：環境アセスメントガイド
<<http://assess.eic.or.jp/1-1guide/4-1.html>>
- 4) 滋賀県における環境影響評価の手引き,滋賀県生活環境部環境室(1993)
- 5) 滋賀県における環境影響評価の手引き－条例版－,社団法人 滋賀県環境アセスメント協会(2001)
- 6) 島津康男：講座版「市民からの環境アセスメント」(2005)

第 4 章

分析結果

第4章：分析結果

4-1. チェック項目ごとの分析結果

4-1-1. ○△×の評価

○△×での評価を行うチェック項目は、「①-1.資料の出展」「①-2.代替案」「①-4-1.現地調査が方法書作成後に実施しているか」「①-4-2.現地調査特定できるか」「②-1.通しページ」「③-1.ホームページで掲載しているか」の6項目であり、これらの項目について○△×または、○×で評価を行った。そして、図4-1が方法書における評価の結果を、図4-2は準備書及び評価書、における評価の結果を示す。

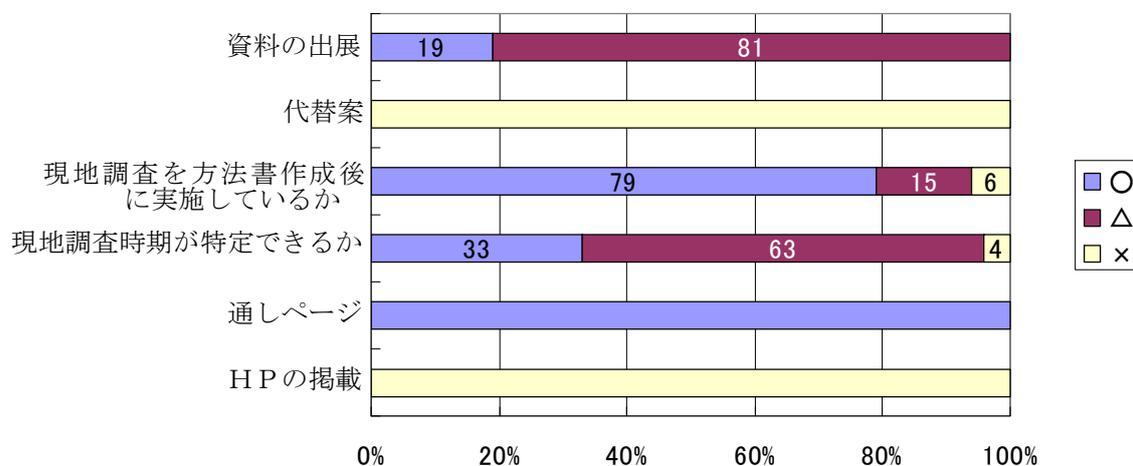


図4-1. チェック項目における方法書の○△×の分析結果

図4-1を見ると、「代替案」と「HPの掲載」は100%で×となり、どの事業も代替案の存在はなく、HPでの掲載もしていない結果となった。

しかし、代替案に関しては、「近畿自動車道飛島神戸線」と「彦根長浜都市計画道路3.3.2世継相撲線都市計画道路事業」の2事業において、代替案ではないが道路の選定した理由を、前者では方法書提出前の計画書の中に、後者では準備書と評価書に載せていることから、公で見ることができ、先進的な取り組みではないかと考える。また、後者の準備書と評価書に記載されている「道路計画の基本的な考え方」を表4-1に示す。

表 4-1. 「彦根長浜都市計画道路 3.3.2 世継相撲線都市計画道路事業」における道路計画の基本的な考え方

分類	基本的な考え方
線形計画	公園町側の既設の道路端と相撲町側の湖岸道路の道路側の位置及び都市計画決定のルートの基本として、道路横造令や官民境界を勘案しながら事業区間の北側にあるヨシ群落やヤナギ群落を可能な限り残すために、できるだけ陸地側のルートをとるようにした。
横断計画	道路は片側 2 車線(幅員 6.5m)として、中央分離帯歩道等を含めた道路敷の幅は 25m とした。また、護岸は、1 : 2.0 の勾配の法面の前に 7.5m の捨石を配置した護岸とした。
縦断計画	起終点は公園町側の既設の道路側の標高(T.P86.2m)と相撲町側の湖岸道路の道路端氏の標高(T.P88.2)に合わせることで、起点から終点の区間は、波の打ち上げ高や琵琶湖への流入河川である大三六堀、的場井川、地蔵川等をボックスカルバートで横断させる必要がある等の治水面からの条件を勘案して、道路中心線の標高を T.P86.2~T.P88.2m で計画した。
湖岸堤横断計画	湖岸堤の横断形状は、琵琶湖の波浪と湖岸の侵食に対する安全性を確保するため、打上げ高計算や漂砂に関する検討を行い、前浜に小段を有する複断面形状とした。

そして、「通しページ」に関しては、100%で○となり、全ての事業で通しページとなっていた。

「資料の出典」では 19%が○、81%が△となり、資料の出典をしている事業は全体の約 2 割となった。一方約 8 割が△となったのは、対象事業が要綱時代のもが多く、方法書の段階では地域の概況についての説明はなく、調査項目のみ載せていること、また、調査・予測・評価の中でも、調査方法や調査時期などの記載程度のため、資料の出席を必要とするデータが用いられていないことが理由と考えられる。

「現地調査を方法書作成後に実施しているか」は 79%が○、15%が△、6%が×となり、11%で、一部の項目が方法書提出前に調査が終わっていたり、6%で調査すべてが方法書提出前に終わっている事業が見られるが、約 8 割のほとんどの事業が方法書提出後に現地調査を実施していることが分かる。

また、△の評価であった事業の具体例を挙げると、「狭間池埋立造成事業」では、方法書提出時が S62.08.31 に対し、「大気質」の現地調査が S52.04 からとなっており、これは大津市が既に調査した資料の整理で済ましており、方法書提出後には調査を行わないとしていた。また×の評価であった事業の具体例を挙げると、「淀川高時川ダム(丹生ダム)建設工事」では、方法書の提出が S63.12.05 に対し、準備書の提出がその 7 日後の S63.12.12 に提出されている点から、現地調査が方法書提出以前に既に終わっていたことが分かる。

そして、「現地調査時期が特定できるか」では、33%が○、63%が△、4%が×となり、現地調査時期の表記は四季の表記が 63%で一番多いことが分かった。しかし、33%の月の表記は約 3 割が、月まで表記しており、「生物」の調査において、調査時期を月で表記することも可能であることが明らかになった。また、4%となった年 1 回、年 2 回などの調査時期が比較的特定しにくい表記の使用傾向は極めて少ないことも分かった。

また、○の評価であった事業の具体例を挙げると、「旧野洲川南流県有地骨材採取事業」では、生物の調査時期の表記が陸生生物の鳥類を例に挙げると、

鳥類：4月中旬~5月下旬(春の渡り期) (計2日)

5月下旬~6月下旬(繁殖期) (計2日)

10月下旬~11月中旬(秋の渡り期) (計2日)

1月中旬~下旬(越冬期) (計2日)

といった具体的な表記で、○の事業の調査時期の表記は4月・5月といった月の表記や、その表記に加え、生物の調査表記のため、上記に記載したように(春の渡り期)や(繁殖期)といった記載は多く見られたが、この事業ではそれらの表記に加えて、4月中旬・5月下旬といったように、さらに特定しやすい表記となっている。また、×の評価であった事業の具体例を挙げると、「ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場発電設備設置事業」では、調査項目として「生物」は選定されていなかったため、他の項目について評価を行った結果、「騒音」「振動」「低周波空気振動」では表記が「1回/年」となっており、「大気質」については、現地調査が既存資料の整理で終わっていたため、表記の記載がなかった。

次に準備書及び、評価書における評価が図4-2である。

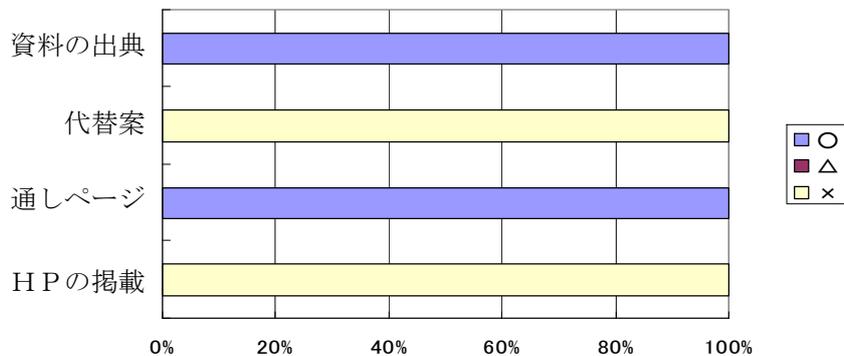


図4-2. チェック項目における準備書及び評価書の○△×の評価

図4-2に示すように、準備書と評価書の○△×の評価は全く同じ結果となった。資料の出典は100%で○となり、代替案は100%で×となり、通しページは100%で○となり、HPの掲載は100%で×となった。

資料の出典は、方法書の結果と違い準備書、評価書では全ての事業において出典の記載がされていた。これは、要綱時代の事業は方法書では資料の出典の必要がないものが多かったが、準備書、評価書になると地域の概況の内容を記載するため、おのずと資料の出典が必要な資料を使用することになる。従って、全ての事業において資料の出典の記載をしていたことによると考えられる。そして、調査・予測・評価でも、具体的な調査結果を記載していることから、データが多く使用されるため、資料の出典が記載されていた。

また、代替案、通しページ、HPの掲載は、方法書での結果と同じとなり、通しページ

は全ての事業で通しページとなっていた良い結果だが、代替案、HPの掲載では準備書、評価書になっても全くできておらず、今後の課題と言える。

4-1-2. 定量評価

4-1-2-1. チェック項目「①-3-1. 調査・予測・評価が図書全体に占める割合」

「①-3. 調査・予測・評価が図書全体に占める割合」についてここでは、「①-3-1. 調査・予測・評価が図書全体に占める割合」について図 4-3 に示す。

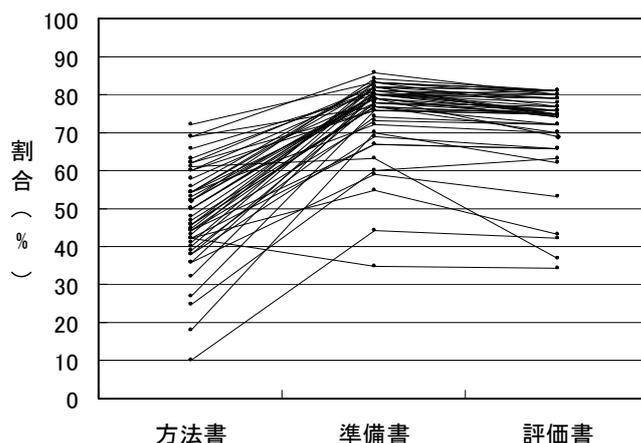


図 4-3. 「調査・予測・評価が図書全体に占める割合」

図 4-3 を見ると、方法書では調査・予測・評価の割合が 40%~70%の範囲で多く、準備書、評価書では 70%~80%の範囲で多いことが分かり、全体から見て比較的調査・予測・評価の割合が高いことが分かった。

4-1-2-2. チェック項目「①-3-2. 地域の概況が図書全体に占める割合」

「①-3. 調査・予測・評価」についてここでは、「①-3-2. 地域の概況が図書全体に占める割合」について図 4-4 に示す。

図 4-4 を見ると、全体的には方法書、準備書、評価書とも地域の概況の割合が、10%以下の範囲で密集しており、割合は低いことが分かる。また、いくつかの事業で方法書では、割合が高くなっているものが見られるが、準備書と評価書になると、その割合は減少していることから、割合が高いものも準備書になると減少傾向になっていることが、この図で分かる。また、「近畿自動車道飛島神戸線」では方法書の中で、地域の概況の記載がなかったため 0%であり、この事業では「1.事業者の名称及び住所」「2.対象事業の名称及び内容」「3.調査を実施しようとする地域の概況」「4.調査項目、調査方法および調査時期」「5.ルート概要」「6.事業のスケジュール」の 4 ページで簡単に記載していた。

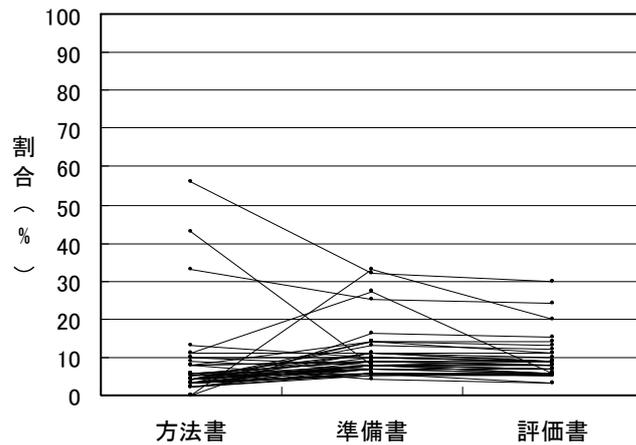


図 4-4. 「地域の概況が図書全体に占める割合」

4-1-2-3. チェック項目「②-1. ページ数」

図 4-5 に方法書、準備書、評価書におけるページ数の分析結果を示す。

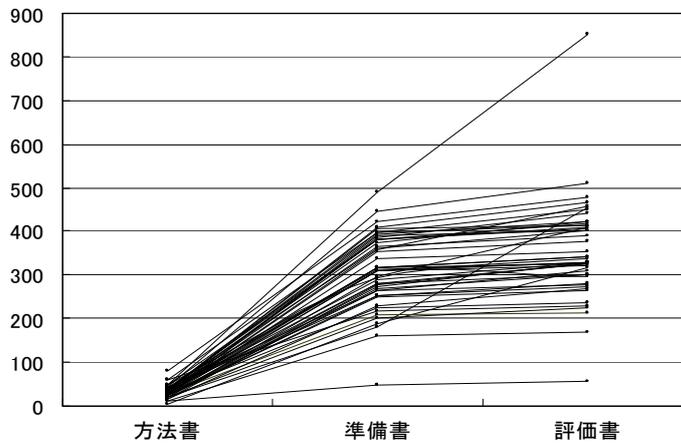


図 4-5. 「ページ数」

全体的に見て、ページ数は方法書、準備書、評価書となるにつれ増加しており、また、方法書では 1p~100p(平均 32p)、準備書では 200p~400p(309p)、評価書では 200p~500p(354p) の範囲で多いことも分かる。そして、図 4-5 のグラフの傾きがほぼ同じ傾きで増加していることも確認できるため、それぞれの事業のページ数の増加率が、ほぼ同じ割合で増加している傾向があると考えられる。

しかし、一部の極端にページ数の多い事業や、極端にページ数の少ない事業が見られ、「淡海クリーンセンター甲賀設置事業」は他の事業と比べると、評価書において極端にページ数が多く 850p となっている。その要因としては、準備書に比べ第 8 章「準備書に対する意見ならびに事業者の見解」と、第 9 章「対称事業の内容の主な修正事項」という章が増え、この 2 つだけでも 343p あり、主に知事意見と住民意見の対応によって、膨大な量に

なっている。

反対に「旭化成(株)守山支社 3号ガスタービン発電設備増設事業」は極端にページ数が少なく、方法書では11p、準備書では49p、評価書では55pと、評価書でも100pに満たないという少なさであった。その内容は、方法書では地域の概況の記載がなく、調査・予測・評価についても選定された調査項目は「大気質」のみで、その調査時期や調査方法の記載であるため、このような少ないページ数となった。また、準備書、評価書も地域の概況が記載されているものの、8p程度であり、調査・予測・評価も方法書で選定された「大気質」の項目についての記述のみのため、ページ数は50p程度に留まった。

4-1-2-4 チェック項目「②-3. 地図(透明シートの使用)」

透明シートの使用について分析した結果、48事業中12事業に使用が確認でき、事業内容別に見ると、レクリエーション施設の建設に11事業。住宅団地の造成に1事業という内訳になり、圧倒的にレクリエーション施設の建設に多く使用されていることが分かった。またレクリエーション施設の建設では、すべてゴルフ事業であった。

次に透明シートの利用箇所別に分析を行った結果を図4-6に示す。

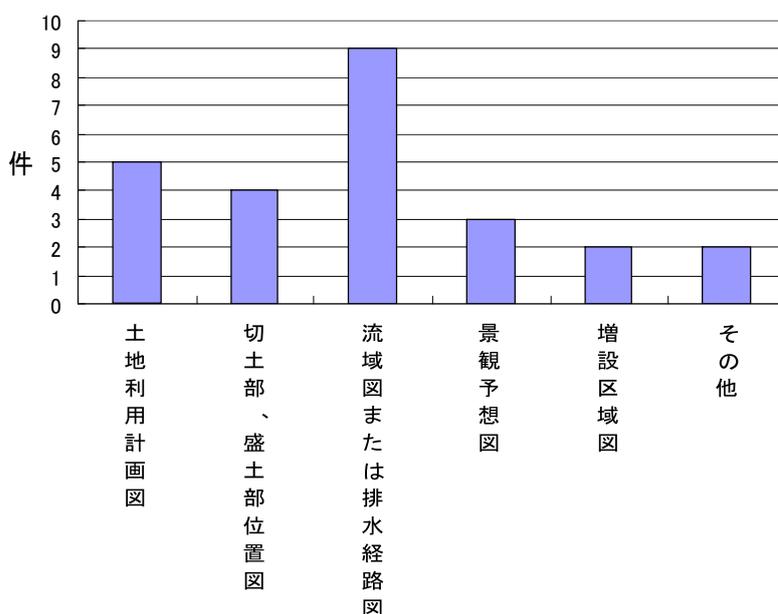


図4-6. 透明シートの利用箇所数

透明シートを利用している12事業の透明シートの数は合わせて25あり、全く同じ利用箇所ではないが、大きく6つの利用箇所に分けることができた。また、住宅団地の造成は、土地利用計画図に透明シートが1件使用されているのみで、その他は全てレクリエーション施設の建設データとなっている。

図 4-6 を見ると、「流域または排水経路図」が 9 箇所で使用されており一番使用回数が多い。これは、ゴルフ事業では、農薬を多く使用するため、その農薬が山に流れ出さないように、排水経路図をしっかりと計画する必要があるからと考えられる。次いで「土地利用計画図」が 5 件、「切土部、盛土部位置図」が 4 件という順になっている。

透明シートの使用形態としては、ゴルフ事業を例にすると、土地利用計画図では 1/25000 または 1/10000 などの縮尺の地形図の上に、事業予定地や、ゴルフコースを記載した透明シートを重ねることにより、どの部分に何が作られるかが、分かるようにしたものである。また、景観予想図では、航空写真が多く使用され、事業の建設によって、眺望に影響が出ると予想される眺望地点の写真の上に、ゴルフコースの建設によって、景観が変化する部分を記載した透明シートを重ねることにより、事業建設後、景観がどのように変化するかが、分かるようにしたものである。

また、特徴的な事業として「ニットー土山カントリークラブ造成工事」の中の、景観予想図では、知事の、「モニタージュ写真は景観の変化がよく分かる大きさにすること」という意見が出たことにより、評価書において、モニタージュ写真は A4 サイズから A3 サイズに拡大し、特に景観上の影響が大きいと思われる地点に関しては、新たにモニタージュ写真を作成し、そこに透明シートを使用しているケースも存在した。

以下に上記で述べた「ニットー土山カントリークラブ造成工事」の透明シートを使用した景観予想図を、図 4-7 に記載する。

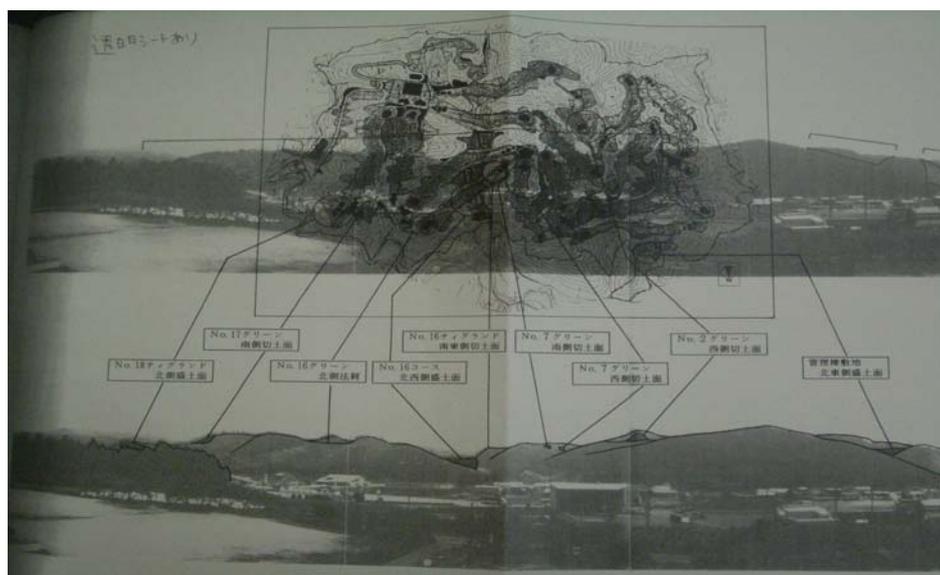


図 4-7. 「ニットー土山カントリークラブ造成工事」の透明シートを使用した景観予想図

4-1-2-5. チェック項目「③-2. 準備書への住民意見の数と縦覧者数」

ここでは、準備書への住民意見の数と縦覧者数の分析結果を図 4-8 に、また、前者をそれぞれ数の多い順に 10 事業ずつ並べ、住民の意見数の分析結果は表 4-2 に、縦覧者数の分析結果は表 4-3 に示す。

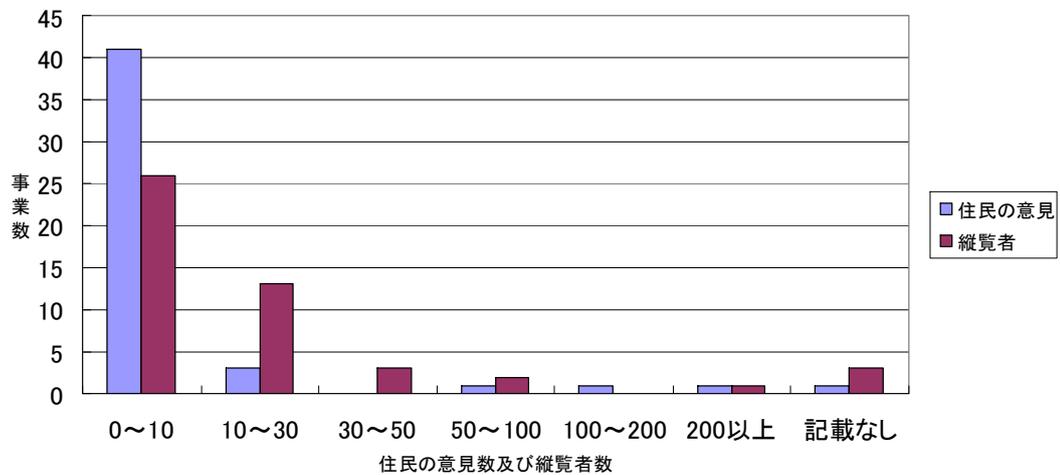


図 4-8. 「準備書への住民意見の数と縦覧者数」

図 4-8 の、住民の意見数を見ると圧倒的に 0~10 通までが多く、全 48 事業中 41 事業で該当した。あとの 7 事業の内訳は、意見数が 10~30 通が 3 事業、50~100 通、100~200 通、200 通以上、記載なしでそれぞれ 1 通ずつとなった。

縦覧者数を見ると、傾向としては住民の意見数と同じ傾向が見られ、0~10 名が 48 事業中 26 事業、次いで 10~30 名が 13 事業、30~50 名が 3 事業、50~100 名が 2 事業、200 名以上が 1 事業、記載なしが 3 事業という内訳となった。この両者から見て、まだまだ意見数、縦覧者数が 0~10 と少ない傾向ではあるが、意見数と比べ縦覧者数の方が多いたことが分かった。

次に、表 4-2 及び表 4-3 を下記に示す。

表 4-2. 数の多い順に見た住民意見の数

事業名	事業種	意見数
1.近畿自動車道飛島神戸線	道路の建設	398 通
2.朝宮ゴルフコース造成工事	レク施設の建設	164 通
3.淡海クリーンセンター甲賀設置事業	廃棄物処理施設	68 通
4.大津湖西台土地地区画整理事業	住宅団地の造成	29 通
5.金居原水力発電所新設工事	ダムの建設	27 通
6.田代ゴルフ倶楽部造成工事	レク施設の建設	15 通
7.大津湖南都市計画事業伊香立土地地区画整理事業	工業団地の造成	9 通
8.彦根港改修整備事業	港湾施設港湾計画	5 通
9.朽木ゴルフ倶楽部 9 ホール増設事業	レク施設の建設	4 通
9.(仮称)大津真野佐川地区土地地区画整理事業	住宅団地の造成	4 通

表 4-3. 数の多い順に見た縦覧者数

事業名	事業種	縦覧数
1.近畿自動車道飛島神戸線	道路の建設	310 名
2.金居原水力発電所新設工事	ダムの建設	96 名
3.淡海クリーンセンター甲賀設置事業	廃棄物処理施設	78 名
4.大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地地区画整理事業	住宅団地の造成	39 名
5.国道 421 号道路改築事業	道路の建設	34 名
6.大津湖西台土地地区画整理事業	住宅団地の造成	31 名
7.大津湖南都市計画事業伊香立土地地区画整理事業	工業団地の造成	27 名
8.びわこプレジデントゴルフクラブ開発事業	レク施設の建設	25 名
9.草津市生涯学習センター総合福祉ゾーン整備事業	水面の埋立	24 名
10.滋賀産業集積活性化事業用地(仮称)造成事業	工業団地の造成	23 名

事業内容別に見ると、表 4-2 では、道路の建設が 398 通と一番多くなっており、次いでレク施設の建設が 164 通、廃棄物処理施設が 68 通といった順になっている。

表 4-3 では表 4-2 と同様に道路の建設が 310 名と一番多くなっており、次いでダムの建設が 96 名、廃棄物処理施設が 78 名といった順になっている。

表 4-2、表 4-3 の全体を見ると、表 4-2 では 7 事業中 3 事業がレク施設であるが、表 4-3 では 1 事業であるため、縦覧者の数よりも、意見数の方が多く出されている傾向があると

考えられる。また、表 4-2、表 4-3 共に該当した事業はそれぞれ、事業種で述べると、道路の建設、ダム建設、廃棄物処理施設、工業団地の造成、住宅団地の造成、そしてレク施設となり、事業種による偏りは見られなかった。従って、事業種に関係なく、意見の提出や、縦覧が行われていると考える。

4-2. 時系列の分析

4-2-1. ○△×の評価

時系列の分析における○△×の評価では、チェック項目ごとと、方法書、準備書、評価書ごとにそれぞれを分けて分析を行った。以下、チェック項目ごとに分析結果を示す。

4-2-1-1. チェック項目「①-1. 資料の出典」

図 4-9 に方法書における、時系列に見た資料の出典の分析結果を示す。

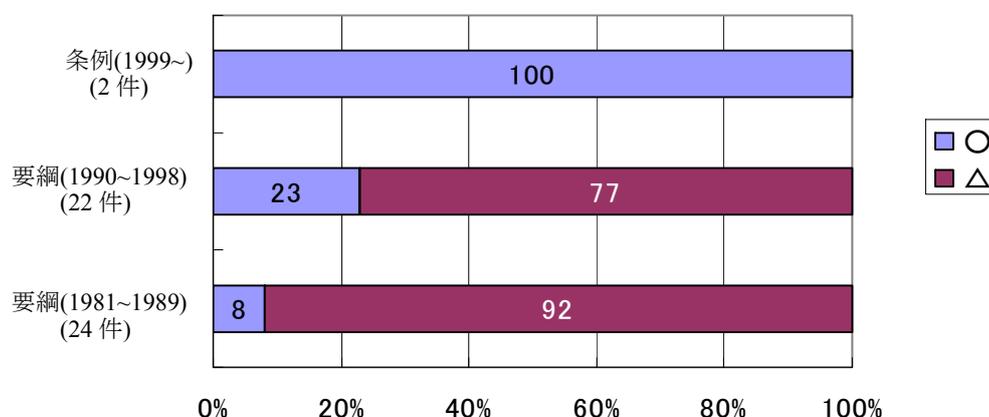


図 4-9. 方法書における時系列に見た「資料の出典」の分析結果

要綱時代の後半では、△が 92%、前半では 77%と△の割合が高く、これらに該当する事業は、方法書の段階では地域の概況についての説明はなく、調査項目のみ載せていること、また、調査・予測・評価の中でも、調査方法や調査時期などの表記程度のため、資料の出典を必要とするデータがないことが理由と考えられる。そして、条例時代になると○が 100%となり、△の評価がないことから、要綱時代の事業は、地域の概況を調査項目として載せる傾向があり、条例時代になると方法書の段階から地域の概況も調査項目ではなく、内容を記載するようになっていることが、この図 4-9 から確認できる。

また、準備書及び評価書における時系列に見た資料の出典の分析結果は、4-1-1 の中で述べたように、準備書、評価書共に資料の出典は 100%で○であったため、時系列に見た分析結果も同じ結果となった。

4-2-1-2. チェック項目「①-2. 代替案」

代替案の分析では、4-1-1 で述べたように、方法書、準備書、評価書共に代替案は 100 で×であったため、時系列に見た分析結果も同じ結果となった。

4-2-1-3. チェック項目「①-4-1. 現地調査を方法書作成後に実施しているか」

このチェック項目については、方法書のみをチェック項目のため、方法書における分析結果を示す。

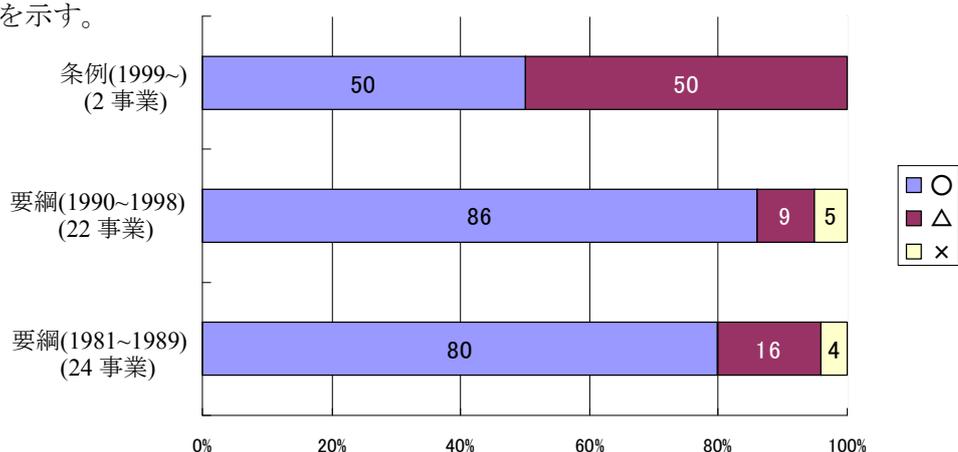


図 4-10 「現地調査を方法書作成後に実施しているか」の時系列に見た分析結果

図 4-10 を見ると、要綱時代では、前半で○が 80%。後半では○が 86%と割合が高く、ほとんどの事業が現地調査を方法書作成後に実施していることが分かる。また、条例時代では対象が 2 事業のみのため、一概には言えないが、2 事業中 1 事業が一部の調査項目で、現地調査を方法書作成前に実施していることが確認でき、時代が進むにつれ現地調査の実施時期が徐々に改善されてきたとは、必ずしも言い切れないことが明らかとなった。

4-2-1-4. チェック項目「①-4-2.現地調査が特定できるか」

このチェック項目についても、方法書のみをチェック項目のため、方法書における分析結果を図 4-11 に示す。

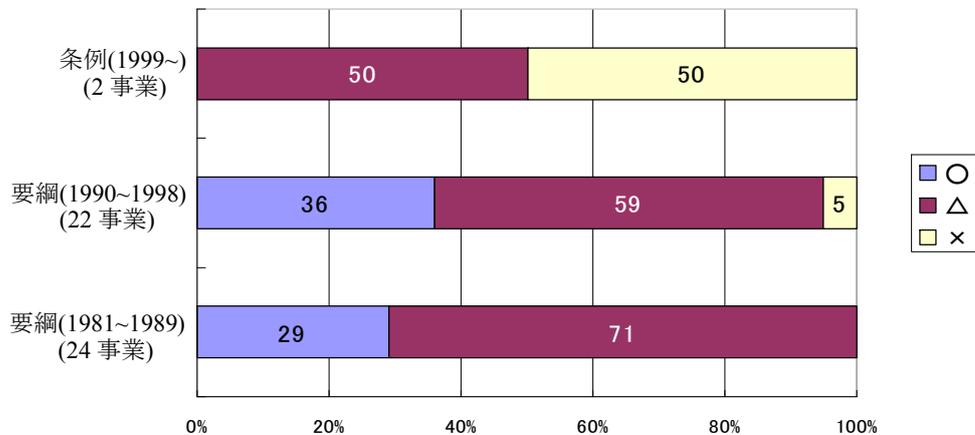


図 4-11. 「現地調査が特定できるか」の時系列に見た分析結果

図 4-11 を見ると、全体的に△の割合が高いため、夏季・冬季といった四季の表記が多いことが分かる。次いで○の評価である 4 月・5 月といった月の表記が多くなっていることが分かる。また、条例時代の事業が 2 事業のみであり、こちらもデータとしては説得力に欠けるため、条例時代で○の評価がなく、反対に×の評価があることで、条例になると評価が悪くなっているということは必ずしも言いきれない。しかし、条例 2 事業のうち、1 事業で×の評価であることは、今後の方法書の傾向が心配となるデータであると考えられる。

4-2-1-5. チェック項目「②-2. 通しページ」

通しページの分析では、4-1-1 で述べたように、方法書、準備書、評価書共に、通しページは 100%で○の評価であったため、時系列に見ても結果は同じである。

4-2-1-6. チェック項目「③-1. ホームページで掲載しているか」

ホームページで掲載しているかの分析では、4-1-1 で述べたように、方法書、準備書、評価書共に、100%で×の評価であったため、時系列に見ても結果は同じである。

4-2-2. 定量評価

4-2-2-1. チェック項目「①-3-1. 調査・予測・評価が図書全体に占める割合」

「①-3. 調査・予測・評価」についてここでは、「①-3-1. 調査・予測・評価が図書全体に占める割合」について時系列に見た分析結果を図 4-12 に示す。

図 4-12 を見ると、要綱時代前半(1981~1989)、要綱時代後半(1990~1998)、条例時代では、それぞれの時代が全体的に散布しており、これらの間には特徴的な差は見られないことが分かる。しかし、条例時代うち1つの事業で、調査・予測・評価の割合が全体的に見て、低くなっていることが確認できるので、今後さらに調査・予測・評価の全体に占める割合を、高くしていくよう、配慮していかなければならないと考える。

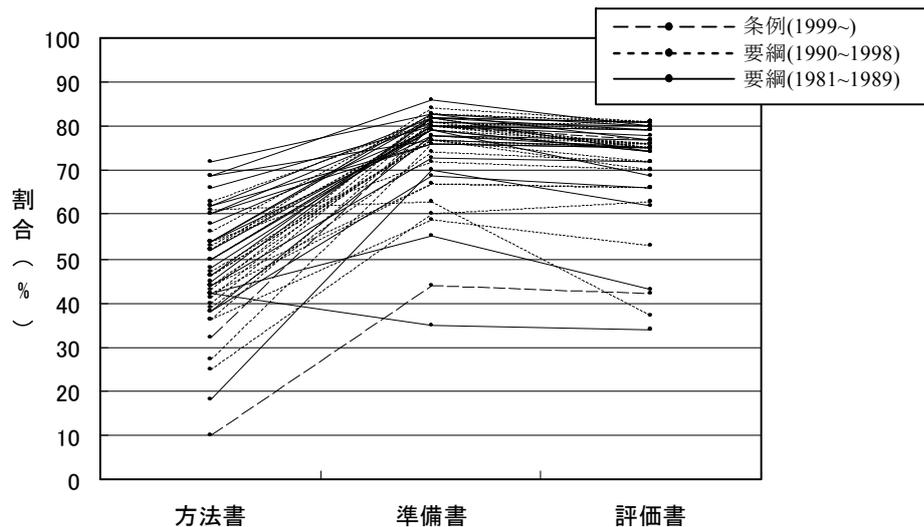


図 4-12. 「調査・予測・評価が図書全体に占める割合」を時系列に見た分析結果

4-2-2-2. チェック項目「①-3-2. 地域の概況が図書全体に占める割合」

「①-3. 調査・予測・評価」についてここでは、「①-3-2. 地域の概況が図書全体に占める割合」について時系列に見た分析結果を図 4-13 に示す。

要綱時代前半(1981~1989)と要綱時代後半(1990~1998)の2つは、1~3 事業で割合が高いものも見られるが、比較的 0~10%の範囲に密集し、ほとんどが 10%以下となっている。それに対し条例時代の事業は、2 事業のうち1つは準備書と評価書になると割合が 10%以下に収まるが、方法書の段階ではそれぞれ 43%、56%と割合が極端に高く、後者は準備書になると割合は下がるものの、30%代にとどまっているため、要綱時代と比較すると割合が高くなる傾向にあり、これは条例では地域の概況を調査項目のみで済ますのではなく、方法書の段階から、内容を記載していることによるものと言える。

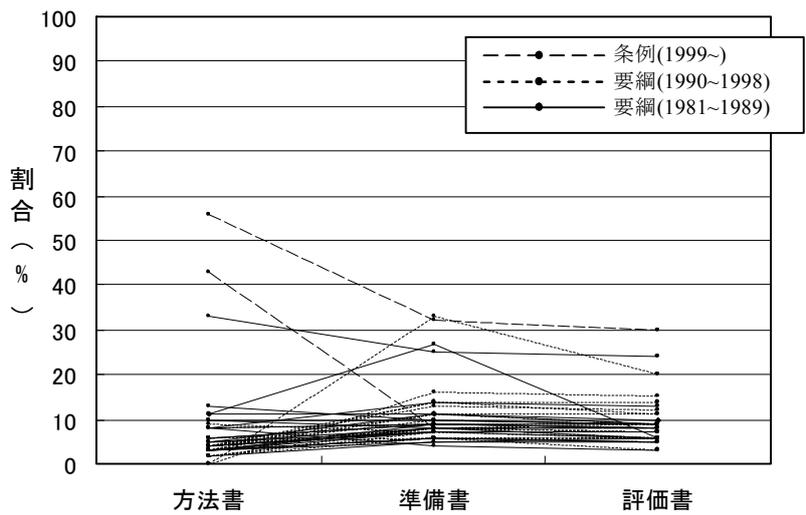


図 4-13. 「地域の概況が図書全体に占める割合」を時系列に見た分析結果

4-2-2-3. チェック項目「②-1. ページ数」

次に、時系列に見たページ数の分析結果について図 4-14 に示す。

図 4-14 を見ると、要綱時代前半(1981~1989)、要綱時代後半(1990~1998)、条例時代では、それぞれの時代が全体的に散布しており、これらの間には特徴的な差は見られないことが分かる。

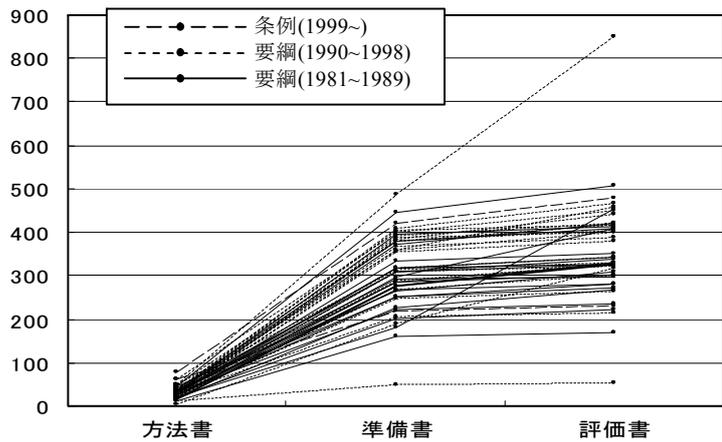


図 4-14. 「ページ数」を時系列に見た分析結果

4-2-2-4. チェック項目「②-3. 地図(透明シートの使用)」

表 4-4 にチェック項目の「地図」における透明シートの使用事業を、時系列に見た分析結果を示す。

表 4-4. 時系列に見た透明シートの使用内訳

時代	条例(1999~)	要綱前半(1990~1998)	要綱後半(1981~1989)
事業数	0 事業	3 事業	9 事業

表 4-4 に示すように、透明シートの使用は条例時代では 0 事業。要綱時代前半では 3 事業。要綱時代後半では 9 事業となった。この結果から、透明シートは要綱時代の前半から多く使用されており、比較的新しい取り組みではないことが分かった。そのため、今後の条例時代でも透明シートの使用を、要綱時代よりも多く使用していく働きが必要ではないかと考える。

4-2-2-5. チェック項目「③-2. 準備書への住民意見の数と縦覧者数」の分析結果

「準備書への住民意見の数を縦覧者数」について、時系列に見た分析結果を図 4-15 に示す。そして、図 4-15 のデータは、時系列の年代ごとに、1 事業あたりの住民の意見数、縦覧者数の平均をそれぞれ算出したデータである。

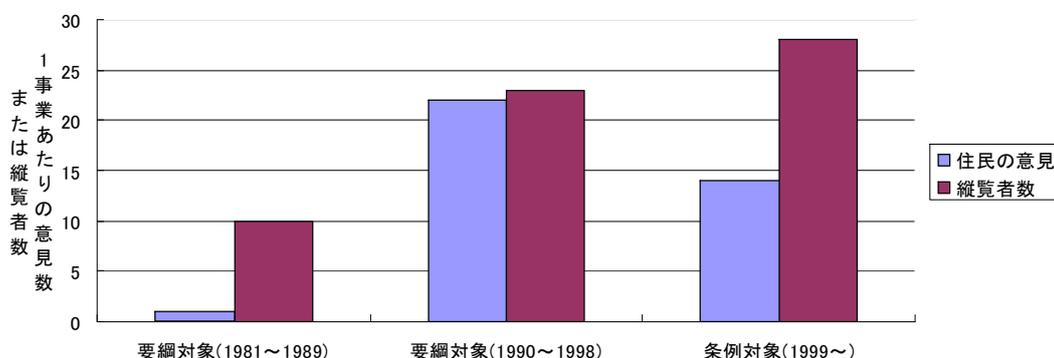


図 4-15. 「準備書への住民意見数と縦覧者数」を時系列に見た分析結果

チェック項目ごとの分析結果で図 4-7 の縦覧者数を見ると 1 事業あたりの数が意見数と比べ、多くなってきていることが確認できたが、これを図 4-14 の時系列に見ると、要綱から条例と年々縦覧者数が増加傾向にあることが分かる。従って今後、より分かりやすい文書を作成することが、ますます重要になっていくと考えられる。また、意見数は要綱時代

後半(1990~1998)が一番多く、条例時代になると少し減少しているが、これは 4-1-2-5 の表 4-2、表 4-3 に記載している、膨大な意見数と縦覧者数を出した「近畿自動車道飛島神戸線」が、要綱後半時代に含まれているため、この時代が割合的にみて一番多くなっている。しかし、平均的な増加傾向を見ると、確実に意見数も増えていると確認された。

第5章

本研究のまとめ

第5章：本研究のまとめ

5-1. 結論

結論はチェック項目ごとの分析結果、時系列ごとの分析結果から、それぞれ述べる。

5-1-1. チェック項目ごとの分析結果から

5-1-1-1. ○△×の評価

○△×の評価結果では、「代替案」と「HPの掲載」は、方法書、準備書、評価書全てが100%で×の結果となり、全くできていなかったことから、今後の課題と言える。しかし、「代替案」に関しては、代替案ではないが、道路を建設する事業において道路のルートを選定理由を、1つの事業では方法書作成前の計画書の中に、もう1つの事業では準備書及び評価書の中に記載しており、先進的な取り組みではないかと考えるものも存在した。

また、「通しページ」では、方法書、準備書、評価書全てが100%で○の結果となり、この結果については、滋賀県の評価すべき取り組みではないかと考える。

そして、「資料の出典」では方法書において、19%が○、81%が×となり、約8割で△が多い結果となったが、これは対象事業が要綱時代のものが多く、方法書の段階では地域の概況についての説明はなく、調査項目のみ記載していること、また、調査・予測・評価の中でも、調査方法や、調査時期などの記載程度のため、資料の出典を必要とするデータがないことが理由と考えられる。また、資料の出典がない×の評価が1つもなかったことから、資料の出典を必要とするデータを記載している場合は、その出典の記載は行われていると言える。

「現地調査を方法書作成後に実施しているか」では、79%が○、15%が△、6%が×となり、11%で一部の調査項目が方法書提出前に調査が終わっていたり、6%で調査全てが方法書提出前に終わっている事業が見られたが、約8割のほとんどの事業が方法書提出後に、現地調査を実施していることが分かった。

「現地調査が特定できるか」では、33%が○、63%が△、4%が×となり、現地調査時期の表記は四季の表記が一番多いことが分かった。しかし、33%の月の表記は約3割が、月まで表記していることまた、4%となった年1回、年2回などの調査時期が特定しにくい表記の使用傾向は極めて少ないことも明らかとなった。

5-1-1-2. 定量評価

「調査・予測・評価が図書全体に占める割合」のチェック項目の分析結果では、「調査・予測・評価が図書全体に占める割合」は、方法書では調査・予測・評価の割合が40%~70%の範囲で多く、準備書、評価書では70%~80%の範囲で多いことが分かり、全体から見て比較的、調査・予測・評価の割合が高いことが分かった。また、「地域の概況が図書全体に占める割合」では、方法書、準備書、評価書とも地域の概況の割合が、10%以下の範囲に多く、割合は低いことが分かった。この結果から、この2点については、滋賀県は比較的、調査・予測・評価の部分は図書に占める割合を多くし、地域の概況の図書に占める割合は少なくなるよう、配慮していると考えられる。

「ページ数」の分析結果では、全体的に見ると、方法書、準備書、評価書となるにつれ増加しており、方法書では1p~100p(平均32p)、準備書では200p~400p(309p)、評価書では200p~500p(354p)の範囲で多いことが分かった。

「地図(透明シートの使用)」では、48事業中12事業に使用が確認でき、事業内容別に見ると、レクリエーション施設の建設に11事業。住宅団地の造成に1事業という内訳になり、圧倒的にレクリエーション施設に多く使用されており、すべてゴルフ事業であることが分かった。また、透明シートの使用箇所別に見ると、「流域または排水経路図」が9箇所と、使用回数が一番多くなった。これは、ゴルフ事業は農薬を多く使用するため、その農薬が山に流れ出さないように、排水経路図をしっかりと計画する必要があるからと考える。次いで、「土地利用計画図」が5件、「切土部、盛土部位置図」が4件という順となった。また、景観予想図も3件の使用が確認でき、造成前後の土地の変化を分かりやすく示す際に有効であることが分かった。

「準備書への住民意見の数と縦覧者数」の分析結果では、住民の意見数を見ると、0~10通までが一番多く、48事業中41事業で該当した。それに対し、縦覧者数は0~10名が48事業中26事業で、10~30名が13事業となり、まだまだ意見数、縦覧者数共に少ない傾向にあるが、意見数と比べ、縦覧者数の方が多いことが分かった。また、この2つについて、数の多い順に10事業ずつ見たところ、双方に該当した事業は、事業種で見ると、道路の建設、ダムの建設、廃棄物処分施設、工業団地、住宅団地の造成、そしてレクリエーション施設となり、事業種により偏りは見られなかった。従って、住民の関心は事業種に関係なく、意見の提出や、縦覧が行われていると考えられる。

5-1-2. 時系列ごとの分析結果から

5-1-2-1. ○△×の評価

「資料の出典」の方法書における分析結果では、要綱時代後半では△が92%、前半では77%と△の割合が高く、条例時代になると、100%で○の評価となった。この結果から、要綱時代では地域の概況についての説明はなく、調査項目のみ記載していること、また、調査・予測・評価の中でも、調査方法や、調査時期などの記載程度のため、資料の出典を必要とするデータがない傾向にあり、条例時代になると、方法書の段階から、調査項目のみの記載ではなく、内容を記載しているため、資料の出典を載せる傾向となっていることが確認できた。

「現地調査を方法書作成後に実施しているか」では、要綱時代前半で○が80%、後半では○が86%と割合が高く、要綱時代からほとんどの事業が、現地調査を方法書作成後に実施していることが分かった。また、条例時代では、2事業中1事業が一部の調査項目で、現地調査を方法書作成前に実施していることが確認でき、時代が進むにつれ現地調査の実施時期が徐々に改善されてきたとは、必ずしも言い切れないことが明らかとなった。また、「現地調査が特定できるか」の分析結果では、チェック項目の分析結果から、約3割が月の表記をしており、月の表記も可能であることが分かったが、条例時代の評価では、2事業中1事業で×の評価となったことは、今後の方法書の動向を重視すべき結果となった。

5-1-2-2. 定量評価

「調査・予測・評価が図書全体に占める割合」の分析結果においては、「調査・予測・評価が図書全体に占める割合」を時系列に見ると、条例時代の2事業のうち、1事業で調査・予測・評価の割合が全体的に見て低くなっていることが確認できたので、今後さらに調査・予測・評価の全体に占める割合が、高くなるよう、配慮していかなければならないと考える。また、「地域の概況が図書全体に占める割合」では、要綱時代前半、後半共に割合は0~10%と低くなっているが、条例時代では2事業が得に方法書において43%、56%と割合が高いため、条例では地域の概況を調査項目のみで済ますのではなく、方法書の段階から内容を記載していることによるものと言える。

「地図(透明シート)」の分析結果では、透明シートの使用は要綱後半では9事業、前半では3事業、そして条例時代では0事業となり、透明シートは要綱の前半から多く使用されていることが確認できた。そのため、比較的新しい取り組みではなく、今後、条例時代でも透明シートの使用をしていく働きが、必要ではないかと考える。

「準備書への住民意見の数と縦覧者数」では、要綱から、条例と年々縦覧者数が増加傾向であることが分かった。また、チェック項目の分析から、事業種に関係なく、住民の関心があることが分かった。従って、今後ますます分かりやすい文書の作成が必要になって

いくと考えられる。

5-2. 考察

分析結果から滋賀県の図書の実態を把握することができた。そしてその上で方法書の問題点、その要因、そして方法書を今後どうしていくべきかについて考察を行う。

- ・(問題点)：「代替案」「HPの掲載」では方法書、準備書、評価書すべてできていない。
(要因)：「代替案」と「HPの掲載」は共に、比較的新しい時代において、取り組まれ始めてきたものであり、手引きにもこれらについての配慮事項は書かれていないため。
(今後の取り組み)：「代替案」に関しては、方法書の中で扱うまでには、時間がかかると考えられるが、2事業で実施していたように、道路のルート選定理由を記載することは、説明責任を果たす上で事業者が果たしうる工夫として評価できる。また、「HPの掲載」については、HPで公表する作業は事業者か、それとも行政のアセス担当者がするかの2つが考えられる。事業者が行うことになると、図書を公表するのは、事業者のHP上ということになる。そのため、事業者ごとにHPを検索して見なければならないため、複数の事業を一括して見ることができない。また、事業者が規模が小さな会社である場合、HPがないという可能性もある。それに対して、行政のアセス担当者がHPの掲載を行うことになると、自治体のHP上に全ての図書を、公表することとなるため、自治体で行われた事業を一括して見る事が可能である。そういった点から、HPの掲載は行政のアセス担当者が責任を持って公表すべきであり、そのためには、アセス図書を公共物として行政が事業者の許可を得なくても公開することができるような仕組みを整えておくことも検討されるべきである。

- ・(問題点)：「現地調査を方法書作成後に実施しているか」では、チェック項目ごとの分析、及び時系列ごとの分析の要綱時代においては、約8割のほとんどの事業が、方法書提出後に調査を実施しているが、チェック項目ごとの分析では、15%が一部の調査項目で、方法書作成前に調査が終わり、6%で全ての調査が方法書作成前に調査が終わっていた。また、時系列の分析では、条例時代の2事業中1事業で、一部の調査項目の調査が方法書作成前に既に終わっており、条例時代の事業でも、改善している傾向は見られなかった。
(要因)：方法書では、いつ調査を行うかの時期がはっきり書かれておらず、事業スケジュールとして大まかに示すことにとどまっている。また、要綱、条例の手引き共に、「調査は方法書作成後に実施しなければならない」といったような記載も

なく、また条例の手引きでは、「調査は、既存資料の収集整理等についても、可能な限り行うものとする」という記述があるため、既存資料で調査を全て済ませても問題ないというような、ニュアンスにとれてもおかしくない。

(今後の取り組み)：方法書提出前の事前調査は、何も事前調査がないよりは、必要であると考えられる。しかし、その事前調査だけで、方法書提出後の調査を全く行わないということも問題である。そのため、手引きなどで事前調査を何%かに抑えるといった規定を加えることが必要ではないかと考え、また方法書の段階で、調査はいつ行うのかを可能な限り記載すべきであると言える。

・(問題点)：「現地調査が特定できるか」では、チェック項目の分析では約3割が月まで表記をしているが、63%で四季、4%で年1回の表記であることが分かり、四季や比較的特定しにくい表記も、存在している。

(要因)：調査時期の表記の仕方については、要綱、条例の手引き共に、具体的な表記方法についての記載がなく、考慮すべき調査時期となっていることがほとんどであるためと考えられる。

(今後の取り組み)：生物の調査時期の表記については、繁殖期、開花期、産卵期や四季といった表記が見られる。この繁殖期などは、生物の事前調査などである程度時期を特定することが可能ではないかと考えられる。そのため、繁殖期などの表記に加え、その時期を月で示すことも、月の表記をしている事業も見られるため、可能ではないかと考えられる。従って今後、月の表記も加えていく配慮が必要であると言える。

・(問題点)：「調査・予測・評価」のチェック項目について、「地域の概況が図書全体に占める割合」では、方法書では時系列の分析結果において要綱時代は、ほとんどが10%前後に多く見られたが、条例時代になると、2事業とも43%、56%と割合が大幅に高くなった。

(要因)：要綱では方法書の段階で、地域の概況の記載を規定していないため、地域の現況調査項目のみを載せる傾向があるため、割合が低くなるが、条例になると、方法書から、地域の概況を調査項目ではなく、内容の記載を規定しているため、割合が高くなってしまったと言える。また、条例の手引きでは、準備書の考慮事項には、「地域の概況を20%以下におさえる」としているのに対し、方法書では、内容を記載しているにもかかわらず、考慮事項に地域の割合を規定する記述がないことも、要因と考えられる。

(今後の取り組み)：条例では方法書の段階で、地域の概況を記載しなければならないが、むやみに書いて、全体に占める割合を高くするのではなく、あくまでも必要な範囲内での記載にとどめ、地域特性に応じたものとなるよう配慮が必要である

と考えられる。

・(現状)：「準備書への住民意見の数と縦覧者数」では、まだまだ意見数、縦覧者数共に、0~10 と少ない傾向ではあるが、要綱から条例にかけて意見数、縦覧者数共に増加傾向であると考えられる。

(今後の取り組み)：アセスに関心を持ち、図書を縦覧する住民が増えていると考えられるため、今後ますます分かりやすい図書の作成をしていくことが必要である。

5-3. 今後の課題

本研究を行った結果、2点の課題点が挙げられた。

① 他府県との事例の比較を行う必要がある。

本研究では、図書の作成の参考となる手引きを作成していることから、特徴的な県として、滋賀県を対象にし、分析を行った。その結果、滋賀県の実態をつかむことができたが、現在滋賀県が全国の中でどの位置にいるのかは明白にはなっていない。確かに、アセスの手続きが始まった初期の時代では、そのころから手引きを作成していたため、滋賀県は全国的に見ても、特徴のある先進的な取り組みをしていたと言える。しかし、現在は滋賀県以外にも、沖縄県の「八重山リゾート」や、「伊良部大橋橋梁整備事業」など、良い方法書とされている先進事例がいくつか存在している。そのため、島津康男¹⁾も「滋賀県が現在の傾向として、社会の変化に応じ発展しているのか、または、昔と現在の事業の評価は同じようなもので、マンネリ化しているのかを知るためにも、滋賀県が全国の中でどの位置なのかを示す必要がある」と、指摘している。こういった理由から、他府県との事例の比較を行う必要があると考える。

② 本研究で設定した以外の、評価すべきチェック項目がある。

チェック項目を設定していく中で、図書での評価が不可能であるため、本研究のチェック項目から除外したものがいくつかある。以下に除外したチェック項目とその理由を述べる。

1. 「用語の表現」：用語の表現に関しては、滋賀県の条例における手引きにも「一般住民にも分かりやすい表現を用いるとともに、説得力があり、押しつけ感を与えないこと」²⁾と指摘しており、要綱における手引きの中にも、『わずか』『やや』『かなり』などの表現はなるべく避ける。やむをえず使用する場合は、全体を通じて統一基準を用い、『あいまい、恣意的』な印象を避ける。³⁾というように、なるべくあやふやな表現を

なくし、誰にでも理解できるような用語の表現を使用しなければならない。よって、本研究でも、チェック項目として、用語の表現を取り入れたが、図書で評価を行っていくにつれ、どういった表現が○であるのか、×となるのかの判断が難しく、主観的な判断になってしまいかねない。よってチェック項目から除外した。

2. 「感度分析」：感度分析は、予測の前提となる計画が不確定な場合に、計画の変化が結果にどう影響するのかを示すものであり、計画の不確定性を考慮するには、代替案比較の一つの方式としての感度分析が有効である。そのため、滋賀県でも感度分析を行っているかを知るために、チェック項目に加えていたが、過去のアセスでは、感度分析を行っている事業がごくまれであった。そのため、感度分析を行っている事業は特別な先進事例として分析する必要があるため、一般的なアセスのチェック項目とするのはあまりにも無理があると考えられるため、チェック項目から除外した。
3. 「地図(縮尺の統一)」：地図については、最初、透明シートを使用しているか以外にも、縮尺が統一されているかについても、評価を行っていた。縮尺を評価する対象となる地図は、調査・予測・評価の中全てに使用される地図を対象とし、評価を行っていたが、項目ごとに見やすい縮尺にすれば問題はないと感じたため、途中でチェック項目から除外した。しかし、縮尺の統一は、生物の存在地点を明確に示す必要があるため、縮尺を小さくし、生物種によってはの重ね合わせができることが望ましいということが、先行研究の中で確認できた。そのため、得に生物圏での縮尺の統一を評価しなければならなかったが、途中で評価を行うことをやめてしまったため、その間のデータがないことから、チェック項目から除外した。
4. 「縦覧箇所の個数」「縦覧の曜日と時間帯」：この2つのチェック項目はアセスの手続き上重要な項目と考える。縦覧場所は、一般的にその地域の公共機関となるため、縦覧できる日は平日となり、時間帯も夕方5時ごろまでとなることが多い。しかし、それでは会社で勤務している人は縦覧ができず、縦覧できる人が限られてしまうことが問題である。そのため、縦覧場所の個数と、その曜日と時間帯を評価する必要がある。しかし、図書では縦覧場所や日程などの記載はなく、情報を得るのは難しくなった。一部、内部資料として、縦覧場所や日程を入手できた事業については、参考資料の事業ごとの調査結果の中で記載しているが、一般的なチェック項目とするには無理があったため、除外した。

以上に述べたように、本研究で設定したチェック項目以外にも、評価すべきチェック項目がいくつか存在し、違う調査方法によって分析を行うべきであると考えられる。また、これらのチェック項目を評価することで、新たな実態も見えてくると考える。

参考文献

- 1)島津康男：質問,2006-8-10,電子メール
- 2)滋賀県における環境影響評価の手引き,一条例版-,社団法人 滋賀県環境アセスメント協会(2001)
- 3)滋賀県における環境影響評価の手引き,滋賀県生活環境部環境室(1993)
- 4)島津康男：愛知万博の環境アセスメントから何を学ぶか,環境アセスメント学会誌,1-6(2005)

<謝辞>

本研究を遂行するに当たり、多くの方々のご指導やご協力を頂きました。

指導教員である錦澤滋雄講師には、時間を惜しむことなく指導をして頂き、心から感謝の意を表します。また、本研究の査読をしてくださった石川義紀教授には、分析対象であるアセス図書の収集に協力していただき、査読の際にも、貴重なご意見を頂きました。

また、アセスの専門家である、島津康男氏にはヒアリング訪問の際や、お忙しい中、快くメールにて数多くの助言を頂きました。

そして、図書の収集では、滋賀県庁の環境管理課の方々にも、ご協力を頂きました。

また、研究室の仲間達とは、研究をしていく中で励まし合って取り組んだことで、最後まで頑張ることができました。

そして、私を大学4年間支え続けてくれた両親に心から感謝します。

これらの方々の多大なご協力にも関わらず、本研究では至らない点多々あると思われ
ます。これはすべて私の力不足によるものです。ここに、ご協力頂いた方々に、改めて感
謝の意を表すとともに、ご寛容を乞うものです。

参考資料

事業ごとの調査結果(1p~51)

添付資料①(52p)

添付資料②(53p)

添付資料③(54p)

参考資料：事業ごとの調査結果

本研究で実態分析を行った滋賀県のアセス 48 事業について、チェック項目ごとに詳しい調査結果を記載する。また、一部の事業に項目以外に特徴ある部分なども加えて記載する。そして、調査結果を記載した事業は表 1 に示す。

表 1. 調査結果の事業一覧

	事業名	事業種
1	朽木ゴルフ倶楽部 9 ホール増設事業	レクリエーション施設の建設
2	パインバレーゴルフクラブ造成工事	レクリエーション施設の建設
3	(仮称)ニットー土山カントリークラブ造成工事	レクリエーション施設の建設
4	富士スタジアムゴルフ倶楽部建設事業	レクリエーション施設の建設
5	朝宮ゴルフコース造成工事	レクリエーション施設の建設
6	(仮称)田代ゴルフ倶楽部造成工事	レクリエーション施設の建設
7	大津カントリークラブ整備及び増設工事	レクリエーション施設の建設
8	(仮称)湖南カントリークラブ開発事業	レクリエーション施設の建設
9	タラオカントリークラブ造成事業	レクリエーション施設の建設
10	コムウッドゴルフ倶楽部造成事業	レクリエーション施設の建設
11	(仮称)土山ゴルフ場等開発事業	レクリエーション施設の建設
12	京阪ロイヤルゴルフ倶楽部増設工事	レクリエーション施設の建設
13	びわこプレジデントゴルフ倶楽部開発事業	レクリエーション施設の建設
14	今津町総合運動公園整備事業	レクリエーション施設の建設
15	大津湖南都市計画事業伊香立土地区画整理事業	工業団地の造成
16	(仮称)水口第二工業団地造成事業	工業団地の造成
17	陰岐工業団地造成事業	工業団地の造成
18	日野工業団地開発事業	工業団地の造成
19	びわ湖東部中核工業団地造成事業	工業団地の造成
20	びわ川道工業団地造成事業	工業団地の造成
21	滋賀産業集積活性化事業用地(仮称)造成事業	工業団地の造成
22	中部清掃組合ごみ処理施設整備事業	廃棄物処理施設の設置
23	淡海クリーンセンター甲賀設置事業	廃棄物処理施設の設置
24	ごみ処理施設建設事業	廃棄物処理施設の設置
25	(仮称)新南部廃棄物処分地設置事業	廃棄物処理施設の設置
26	大津クリーンセンター産業廃棄物最終処分場設置事業	廃棄物処理施設の設置
27	旭化成工業(株)守山支社 3 号ガスタービン発電設備増設事業	工場の建設
28	フジテック(株)滋賀製作所建設工事	工場の建設
29	(株)村田製作所野洲事務所建設事業	工場の建設
30	三田工業(株)滋賀工場建設事業	工場の建設
31	北川治水ダム建設事業	ダムの建設
32	高時川ダム建設事業	ダムの建設
33	金居原(仮称)水力発電所新設工事	ダムの建設
34	草津市生涯学習センター総合福祉ゾーン整備事業	水面の埋立

35	狭間池埋立造成事業	水面の埋立
36	彦根・長浜都市計画道路 3.3.2 世継相撲線	水面の埋立
37	栗東新都心土地区画整理事業	住宅団地の造成
38	(仮称)大津真野佐川地区土地区画整理事業	住宅団地の造成
39	(仮称)大津湖西台土地区画整理事業	住宅団地の造成
40	(仮称)滋賀県立大学整備事業	その他知事が必要と認める事業
41	立命館大学びわこキャンパス整備事業	その他知事が必要と認める事業
42	教育・研究機関誘致に伴う造成事業	その他知事が必要と認める事業
43	国道 421 号(左目バイパス)道路改築事業	道路の建設
44	近畿自動車飛島神戸線(第二名神)建設事業	道路の建設
45	旧野洲川南流県有地骨材採取事業	土石の採取
46	彦根港改修整備事業	港湾施設の建設
47	琵琶湖流域下水道高島処理区終末処理場整備事業	下水道終末処分場の建設
48	ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場発電設備設置事業	発電設備の設置

次に、調査を行ったチェック項目を表 2 に示す。

表 2. 調査を行ったチェック項目

	チェック項目	評価
①掲載すべき内容	1.資料の出典 2.代替案(代替案の内容・絞り込み経緯) 3.調査・予測・評価 3-1.図書全体に占める割合 3-2.「地域の概況」が図書全体に占める割合 4.現地調査の時期・期間*1 4-1.方法書作成後に実施しているか 4-2.調査時期が特定できるか(生物)	○△× ○△× 定量評価 定量評価 ○△× ○△×
②ドキュメンテーション	1.ページ数 2.通しページ(ページ数が多い場合) 3.地図(縮尺の統一、透明シートの使用)	定量評価 ○× 定量評価
③公表の方法等	1.ホームページに掲載しているか 2.準備書への住民意見の数と縦覧者数	○× 定量評価

(補足)

*1. 方法書のためのチェック項目

また、内部資料が収集できた一部の事業については、準備書、または評価書に対する縦覧場所を記載している。さらに、詳細な記載があったものについては、各縦覧場所で提出された意見数や、縦覧者数も記載している。

レクリエーション施設の建設(14 事業)

1. 朽木ゴルフ倶楽部 9 ホール増設事業

方法書提出(H07.06.21) 準備書提出(H10.04.24) 評価書提出(H10.12.08)

コンサルタント：株式会社新洲、環境科学株式会社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
① 掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*その他注目した点

(文化財の調査、予測、評価)

文化財の調査は、朽木村教育委員会に埋蔵文化財確認調査を依頼し、その結果「アングオ遺跡」を確認している。そして、教育委員会はこの地点をゴルフコースから除外し現状保存を要望しており、知事からも「遺跡の広がる可能性があることから、現状保存を前提とした対策を行うべき。」

といった意見が提出されている。しかし、それに対する事業者の見解は、

「*改変区域の遺跡は存在しないので、現状を保てる。また、必要な対策をとる。*」
とするまでに留まっていた。

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	44% (16p)	78% (305 p)	76% (319 p)
①-3-2	3% (1p)	8% (30 p)	7% (30 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で 1p となっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
36 p	392 p	422 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：14 名 意見数：4 通

2. パインバレーゴルフクラブ造成工事

方法書提出(H04.01.10) 準備書提出(H07.12.18) 評価書提出(H08.07.18)

コンサルタント：東レエンジニアリング(株)

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	44% (16p)	78% (305 p)	76% (319 p)
①-3-2	3% (1p)	8% (30 p)	7% (30 p)

地域の概況は、方法書では「地域の概況調査項目」として表で1pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
37 p	405 p	415 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートは、準備書と評価書に使用が見られた。使用箇所は、「造成計画図」「地下水に与える影響」のそれぞれ2箇所、2枚を重ねて使用する形であった。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：7名 意見数：0通

3.(仮称)ニットー土山カントリークラブ造成工事

方法書提出(H02.12.28) 準備書提出(H04.09.08) 評価書提出(H05.04.02)

コンサルタント：東レエンジニアリング株式会社 環境アセスメント部

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.○ 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	50% (16p)	80% (294 p)	81% (314 p)
①—3—2	6% (2p)	7% (27 p)	7% (28 p)

地域の概況は、方法書では「地域の概況調査項目」として表で2pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
32 p	366 p	389 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートは、評価書に使用が見られた。使用箇所は、「景観予想図」である。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：2名 意見数：2通

*その他注目した点

(モニタージュ写真)

準備書に対しての知事意見の中に、

“モニタージュ写真は景観の変化がよくわかる大きさにすること。”

という意見があり、それを受けて事業者は準備書から評価書になると写真をA4からA3サイズに拡大したものを記載している。

また、景観上の影響が大きいと思われる眺望地点には、新たにモニタージュ写真と透明シート(*地図に記載した「景観予想図」)を加えている。

4.富士スタジアムゴルフ倶楽部開発事業

方法書提出(H01.11.08) 準備書提出(H04.06.01) 評価書提出(H05.07.19)

コンサルタント：[受託者]玉野総合コンサルタント(株)

[実務担当機関]玉野総合コンサルタント(株)、(株)新洲

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	46% (21p)	82% (364 p)	74% (378 p)
①—3—2	2% (1p)	5% (22 p)	6% (28 p)

地域の概況は、方法書では「地域の概況調査項目」として表で1pとなっている。

また、準備書から評価書にかけて記載の変化があり、「公害関係法令による規制区域」の中の環境基準の具体的な値を、準備書では資料編に、評価書では本編に記載されていた。また、評価書では環境基準の「土壌汚染」が追加されていた。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
46 p	445 p	509 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートは、評価書に使用が見られた。使用箇所は「土地利用計画図(変更後)」で、土地利用計画図の変更前の上に、透明シートの変更後の図を重ねて使用する形である。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：8名 意見数：3通

*その他注目した点

(地図の縮尺)

準備書に対する知事の意見で地図の縮尺についての意見があり、

“準備書は住民が読むことを前提としてとりまとめるべきものであるが、本準備書は、地図に見づらい部分が散見されることから、縮尺等に配慮し、見やすく工夫すること。”

というものである。これを受けて事業者は図の縮尺、凡例等を再検討しているが、実際、1/10000が1/5000と変更になり、凡例の線を分かりやすいものに一部変えているという対応であった。

5. 朝宮ゴルフコース造成工事

方法書提出(S63.08.10) 準備書提出(H02.11.02) 評価書提出(H04.06.12)

コンサルタント：東レエンジニアリング(株) 環境アセスメント部

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	52% (13p)	79% (217 p)	69% (229 p)
①—3—2	8% (2p)	9% (25 p)	8% (25 p)

地域の概況は、方法書では「地域の現況調査項目」として表で2pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
25 p	275 p	331 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートは評価書に使用が確認できた。使用箇所は「雨水排水経路図」、「杉山の湿原に対する給・排水計画図」の変更前、変更後の合わせて3箇所であった。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：4名 意見数：164通

*縦覧場所

(評価書)

- ・滋賀県総務部総務課県民情報室
- ・滋賀県水口保健所環境保全課
- ・信楽町生活環境課

*その他注目した点

(湿原「サギスゲ」の保全対策)

この事業のアセス実施で、湿原の「サギスゲ」が確認された。そのため、準備書・評価書ではサギスゲの保全について記載しており、評価書になると、新たに章を設けてサギスゲに対する保全計画を記載している。(第8章：土地利用計画の変更に伴う環境への影響)また、評価書の冒頭(「杉山の湿原」の保全について)と、8章の中の地図には透明シートが加えられていた。(「杉山の湿原に対する給・排水計画図」の変更前、変更後の図)

また、サギスゲに対する住民の関心も高く、意見の提出は全体の164通中154通にものぼっていた。

6.(仮称)田代ゴルフ倶楽部造成工事

方法書提出(H02.02.27) 準備書提出(H04.02.25) 評価書提出(H04.07.15)

コンサルタント：[受託者](株)オオバ大阪支店

[実務担当機関](株)近畿森林・土木コンサルタント

(株)西日本技術コンサルタント

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：18名 意見数：15通

*縦覧場所

(準備書・評価書)

- ・県庁総務部県民情報室
- ・滋賀県水口保健所環境公害課
- ・甲賀郡信楽町生活環境課

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	46% (12p)	77% (238 p)	75% (240 p)
①—3—2	8% (2p)	9% (28 p)	9% (28 p)

地域の概況は、方法書では「地域の概況調査項目」として表で2pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
26 p	308 p	322 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートは、方法書に使用が確認できた。使用箇所は、「流域および排水経路図」で、「土地利用計画図」の上に重ねて使用する形であった。

7.大津カントリー倶楽部整備及び増設工事

方法書提出(H01.12.11) 準備書提出(H04.03.26) 評価書提出(H04.12.08)

コンサルタント：東レエンジニアリング株式会社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.○ 2.× 4.-1△ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

「①-4-1.現地調査を方法書作成後に実施しているか」の評価については、現地調査が一部、以下の既存資料での整理されていたためである。

「京阪ロイヤル評価書」

「大津クリーンセンター準備書予定」

「(仮)新南部準備書予定」

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	58% (23p)	79% (245 p)	74% (251 p)
①-3-2	5% (2p)	7% (21 p)	6% (21 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で2pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
40 p	310 p	338 p

*地図

・透明シートの使用あり。

透明シートは、方法書では使用箇所は、「土地利用計画図」の1箇所。

準備書と評価書では景観現況写真に重ねて「事業予定地図」、防災計画図に重ねて「調整池、切土部、盛土部の位置図」、調整池の流域及びクラブハウス等の給水・排水経路図に重ねて「調整池の流域界図」、土地利用計画図に重ねて「既設ゴルフコース図及び増設区域図」の4箇所。

評価書では土地利用計画図に重ねて「調整池の流域界図」の1箇所であり、この地図では変更箇所の表示が示されていた。(大津市の計画している市道4505号線との整合及び、県協議による区域の変更に伴うもの)

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：11名 意見数：1通

8.(仮称)湘南カントリークラブゴルフ場開発事業

方法書提出(H01.04.07) 準備書提出(H02.09.14) 評価書提出(H03.05.30)

コンサルタント：[受託者](株)青木建設 大阪支店

[実務担当機関](株)新洲、(株)都市緑地研究所、環境科学株式会社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	50% (14p)	80% (253 p)	78% (255 p)
①-3-2	4% (1p)	7% (22 p)	7% (22 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で1pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
28 p	316 p	326 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートは方法書に使用が確認できた。使用箇所は、現況地形図・流域界図に重ねる形で「土地利用計画図」であった。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：8名 意見数：1通

*縦覧場所

(準備書・評価書)

- ・滋賀県総務部総務課県民情報室
- ・滋賀県八幡保健所環境公害課
- ・滋賀県水口保健所環境公害課
- ・蒲生町生活環境課

*その他注目した点

(知事のドキュメンテーションについての意見)

知事の意見の中で地図の形式に関する意見が見られた。

“・図表の凡例、単位、記号の説明等の記述が不十分もしくは不適切な部分が多いため、より正確かつ理解しやすい記載とすること。

9.タラオカントリークラブ(9 ホール増設、レクリエーション施設新設)造成事業

方法書提出(H01.09.05) 準備書提出(H03.02.28) 評価書提出(H03.09.09)

コンサルタント：[受託者](株)新洲

[実務担当機関](株)関西総合センター

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：2名 意見数：0通

*その他注目した点

(開発区域の変更)

この事業では準備書から評価書にかけて、レクリエーション施設の開発区域の変更を行っている。これは、変更前は法面となっていた5箇所のうち、4箇所が造成森林に変更ということであるが、この変更の説明は評価書の表紙の部分に訂正として加えられているだけで、どういう経緯や理由で変更となったのかの詳しい説明はなかった。

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	44% (16p)	73% (214 p)	72% (214 p)
①-3-2	3% (1p)	9% (25 p)	8% (25 p)

地域の概況は、方法書では「地域概況調査項目」として表で1pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
36 p	292 p	299 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートは、方法書に使用が確認できた。使用箇所は、「土地利用計画図」、「流域系統計画図」の2箇所である。

10.コムウッドゴルフ倶楽部造成工事

方法書提出(S63.0.08) 準備書提出(H01.09.14) 評価書提出(H02.05.17)

コンサルタント：共同設計(株)

＜ワーキング担当機関＞(株)環境工学コンサルタント
(株)海洋生態研究所
(株)ユニチカ環境技術センター

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：8名 意見数：1通

*縦覧場所

(準備書)

- ・滋賀県庁総務課県民情報室 (4名-0通)
- ・草津保健所 (1名-0通)
- ・甲賀町役場 (3名-1通)
- ・土山町役場 (0名-1通)

*(縦覧者数-意見数)

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	72% (21p)	83% (256p)	80% (264p)
①-3-2	3% (1p)	5% (14p)	5% (15p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で1pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると1pの増加は、「法令による指定区域等」の章の中で「猟区及び鳥獣保護区指定地域」の地図の追加であった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
29 p	308 p	328 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートは、準備書と評価書に使用が確認できた。使用箇所は、「造成計画図」、「振動予測地点位置図」「大気質予測地点位置図」のそれぞれ3箇所である。

11.(仮称)土山ゴルフ場等開発事業

方法書提出(S63.03.30) 準備書提出(H01.05.17) 評価書提出(H01.10.13)

コンサルタント：[受託者](株)青木建設 大阪支店

[実務担当機関](株)新洲、(株)都市緑地研究所、(株)環境科学

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	48% (13p)	80% (269 p)	79% (277 p)
①-3-2	4% (1p)	7% (23 p)	7% (23 p)

地域の概況は、方法書では「地域概況調査項目」として表で1pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
27 p	336 p	352 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートは、準備書と評価書に使用が確認できた。使用箇所は、「調節池の配置図」、視点4カモシカ高原の写真に重ねて「造成後の変化図」の2箇所である。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：14名 意見数：1通

*その他注目した点

(地図の形式の変更)

環境影響評価項目の中の「陸生植物」に使用している地図の形式が、他の項目に使用している地図と違っていた。また、生物圏に使用されている地図のサイズはすべてA3となっており、他の項目に使用されている地図のサイズは統一されていなかった。これは、複数のコンサルタントが担当していることによるものと考えられる。

*縦覧場所

(評価書)

- ・滋賀県庁県民情報室
- ・滋賀県草津保険所環境公害課
- ・土山町福祉住民課

12.京阪ロイヤルゴルフクラブ増設工事

方法書提出(S62.03.05) 準備書提出(S63.05.25) 評価書提出(S63.12.07)

コンサルタント：共栄技研コンサルタント株式会社

<ワーキング担当機関>(株)応用地学研究所

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	69% (18p)	86% (242 p)	80% (262 p)
①—3—2	8% (2p)	4% (11 p)	3% (11 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で2pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
26 p	283 p	326 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートは、準備書と評価書に使用が確認できた。使用箇所は、「京阪ロイヤルゴルフクラブと増設計画区域」として事業予定地周辺の写真の上に透明シートの事業予定位置図を重ねる形である。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：15名 意見数：0通

*縦覧場所

(準備書)

- ・滋賀県総務部広報文書課県民情報室
- ・滋賀県大津保健所環境公害課
- ・大津市企画市民部住みよい環境課
- ・大津市役所大石支所

*その他注目した点

(アセス実施にあたっての留意事項)

方法書の中に、アセス実施にあたっての留意事項が各環境影響評価項目ごとに記載していた。またその中で一般的事項の留意事項には、滋賀県の手引きに書かれている趣旨の内容が記載されていた。

(文化財調査の打ち合わせ要旨の添付)

準備書と評価書の文化財の調査・予測・評価の中で、文化財の調査について事業者、コンサルタント、県教育委員会文化財保護課の3者で打ち合わせを行った結果を要旨として添付していた。内容は教育委員会が調査を行った結果を事業者とコンサルタントに報告しているといったものであった。

(図及びデータの扱いについての知事の意見)

知事の意見の中で、図の作成についてと、データの扱いについての意見が見られた。図については、

“造成計画において、どこの切土がどこの盛土に移動するかの土量移動の関連を矢印によって示し、また既設コースを含めて本造成工事前後における流域構造の変化を示す図および調節池ごとの集水域構造の造成前後の状況を示す地図を添付すること。”

とし、データの扱いについては、準備書・評価書に用いるデータは、信頼できるものでなければならないとし、また、その際に出典や根拠を明記すること。(省略) というように、図を分かりやすいもの、データに信頼性があるものを要求している。

13.びわこプレジデントゴルフクラブ開発事業

方法書提出(S61.02.14) 準備書提出(S62.04.27) 評価書提出(S62.12.11)

コンサルタント：戸田建設(株)大阪支店

<埋蔵文化財発掘調査>志賀町教育委員会

<ワーキング担当機関>(株)阪神コンサルタンツ神戸支店
(社)日本廃棄物対策協会関西支部
(財)体質研究会
(株)都市緑地研究所
(株)ユニチカ環境技術センター

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	38% (10p)	69% (173 p)	66% (182 p)
①—3—2	8% (2p)	14% (36 p)	13% (36 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で2pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
26 p	252 p	274 p

*地図

・透明シートのなし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：25名 意見数：1通

*縦覧場所

(準備書・評価書)

- ・滋賀県生活環境部環境室
- ・滋賀県大津保健所環境公害課
- ・大津市役所住みよい環境課
- ・大津市役所真野支所
- ・大津市役所立下龍華会館
- ・志賀町環境課
- ・志賀町和邇支所
- ・志賀町小野市書

*その他注目した点

(方法書で準備書の構成内容が記載)

準備書の構成内容は、その事業の内部資料的な扱いで作成されることが多いようだが、この事業では、方法書の中にそれが記載されていた。

(地域の概況における現況調査項目の記載)

一般的に地域の概況を把握するための現況調査項目は、方法書に1pや2pにかけて記載されているが、この事業では、準備書にもこの現況調査項目が記載されており、それと合わせて地域の概況の内容について記載するという形であった。また、これは準備書のみで、評価書には掲載がなかった。

(方法書に対しての指示事項の掲載)

準備書のみ記載であり、内容は

昭和61年2月に「びわこプレジデントゴルフクラブ開発事業にかかる環境アセスメント調査 実施通知書」を滋賀県知事に提出し、実施内容について以下の指示事項があったので、これに準じて調査を実施した。

といった説明書きから始まって、「全般事項」「地圏」「水圏」「気圏」「生物圏」「文化財」「その他」のそれぞれに、指示事項が書かれてあった。上記の説明文を見ると、指

示事項というのは、方法書に対する知事の意見のようであった。

(文化財調査の実施期間)

この事業の文化財の確認調査は、実施期間が方法書提出以前の昭和 60 年 11 月 1 日着手で、昭和 61 年 10 月 31 日までとなっていた。

(用語の表現に対する知事の意見)

生物圏の調査・予測・評価の内容の中で、「文章を理解するのが難しく、内容および表現をより適切な文章に修正すべきである」といった用語の表現に関する知事の意見が見られた。

14.(仮称)今津町総合運動公園整備事業

方法書提出(H05.04.26) 準備書提出(H06.07.29) 評価書提出(H07.02.14)

コンサルタント：(株)西日本技術コンサルタント

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	44% (12p)	67% (139 p)	66% (141 p)
①-3-2	4% (1p)	14% (29 p)	14% (29 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で1pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
27 p	208 p	214 p

*地図

- ・透明シートのなし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：6名 意見数：0通

工業団地の造成(7事業)

15.大津湖南都市計画事業 伊香立土地区画整理事業 国要綱、都市計画事業

方法書提出(S62.04.21) 準備書提出(H09.11.27) 評価書提出(H10.10.09)

コンサルタント：記載なし

***○△×の評価**

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

***その他注目した点**

(本編と別冊編と資料編の三部構成)

評価書には、本編(187p)と別冊編(264p)と資料編(322p)の三部構成で、一冊としているので全体で776pもあり、とても分厚くて重い。なぜこのような構成をしているのかというと、この事業は規模が216.9hに及ぶことから、国の要綱の対象になっているため、本編では、建設省通知に基づくものであり、別冊編では、県の要綱に照らし本編を補うことが望ましいと考えられる事項についてまとめている。つまり、建設省通知に基づいたものと要綱に基づいたものと2度行っていることになる。

***①—3. 調査・予測・評価**

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	42% (8p)	55% (100p)	43% (335p)
①—3—2	11% (2p)	27% (49p)	6% (48p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で2pとなっており、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものである。

***②—1. ページ数**

方法書	準備書	評価書
19p	182p	776p

***地図**

- ・透明シートの使用なし。

***準備書に対する住民の意見**

縦覧者数：27名 意見数：9通

16.(仮称)甲賀広域都市計画事業 水口第二土地区画整理事業 都市計画事業

方法書提出(H02.02.14) 準備書提出(H05.05.10) 評価書提出(H06.03.28)

コンサルタント：東レエンジニアリング(株) 環境アセスメント部

***○△×の評価**

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

***①—3. 調査・予測・評価**

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	56% (18p)	83% (316 p)	81% (339 p)
①—3—2	3% (1p)	6% (22 p)	5% (22 p)

地域の概況は、方法書では「地域の概況調査項目」として表で1pとなっており、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものである。

***②—1. ページ数**

方法書	準備書	評価書
32 p	381 p	419 p

***地図**

- ・透明シートの使用なし。

***準備書に対する住民の意見**

縦覧者数：10名 意見数：0通

17.(仮称)陰岐工業団地造成事業

方法書提出(H02.06.06) 準備書提出(H05.08.18) 評価書提出(H06.06.03)

コンサルタント：東レエンジニアリング株式会社 担当：環境アセスメント部

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	52% (15p)	84% (299 p)	81% (308 p)
①—3—2	3% (1p)	6% (22 p)	6% (22 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で1pとなっており、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
29 p	355 p	378 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：1名 意見数：0通

*その他注目した点

(環境保全の実施責任者)

準備書において、環境保全対策の実施者責任を記載しており、その実施責任者は5つに分類でき、

- A. 事業者
- B. 事業者が委託する工事責任者
- C. 誘致企業
- D. (仮称)環境保全センター
- E. 甲賀町

とし、「(仮称)環境保全センター」は、団地全体としての共用後の環境保全対策等の環境監視を行うことを主目的として、事業者が新たに計画したものである。また、知事の意見により、評価書にはその組織、機能について項を設けて記載している。

18.日野工業団地開発事業

方法書提出(H01.10.02) 準備書提出(H04.08.24) 評価書提出(H05.06.14)

コンサルタント：(株)新洲、[ワーキング担当機関]：財団法人関西産業公害防止センター

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	66% (23p)	80% (319 p)	79% (325 p)
①—3—2	3% (1p)	6% (22 p)	6% (22 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で1pとなっており、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
35 p	397 p	412 p

*地図

- ・透明シートの使用あり。

透明シートの使用は、方法書に1箇所確認でき、使用箇所は「土地利用計画図」であった。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：3名 意見数：1通

19.びわ湖東部中核工業団地造成事業

方法書提出(S63.02.26) 準備書(H01.10.20) 評価書(H02.08.16)

コンサルタント：東レエンジニアリング株式会社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	54% (13p)	82% (218 p)	79% (221 p)
①—3—2	4% (1p)	7% (19 p)	7% (19 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で1pとなっており、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
24 p	267 p	279 p

*地区

- ・透明シートのなし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：3名 意見数：2通

*縦覧場所

(準備書)

- ・滋賀県庁総務課県民情報室(1名—0通)
- ・彦根保健所(1名—0通)
- ・多賀役場 (1名—2通)

*(縦覧者数—意見数)

20.びわ川道工業団地造成事業

方法書提出(S62.11.16) 準備書提出(H01.05.22) 評価書提出(H01.11.18)

コンサルタント：国際航業(株)関西本社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	45% (14p)	82% (231 p)	81% (242 p)
①—3—2	6% (2p)	9% (26 p)	8% (25 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で2pとなっており、準備書・評価書を比較すると項目「土壌」が評価書では除外されており、これは環境要素の「土壌汚染」が評価書で除外となっていることと関係していると考えられる。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
31 p	283 p	300 p

*地図

- ・透明シートのなし。
- ・縮尺の統一なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：2名 意見数：0通

*縦覧場所

(準備書)

- ・滋賀県庁総務課県民情報室(2名-0通)
- ・長浜 HC(1名-0通)
- ・びわ町役場(1名-0通)
- ・長浜市役所(0名-0通)

*(縦覧者数-意見数)

*その他注目した点

(ドキュメンテーションについての知事の意見)

この事業では、資料の出展、単位の表記、などといった、ドキュメンテーションに関する知事の意見が見られた。

“予測式等の出典、使用した文献等を具体的(年度、出版者を含む)に示すとともに、パラメータ等の数値とその根拠を明示すべきである。”

21.滋賀産業集積活性化事業用地(仮称)造成事業

方法書提出(H10.01.12) 準備書提出(H11.05.24) 評価書提出(H12.01.19)

コンサルタント：東レエンジニアリング(株)

○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	41% (17p)	82% (296 p)	75% (301 p)
①—3—2	2% (1p)	7% (24 p)	6% (26 p)

地域の概況は、方法書では「地域の概況調査項目」として表で1pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
41 p	361 p	402 p

*地区

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：23名 意見数：1通

廃棄物処分処理施設の設置(5 事業)

22.中部清掃組合ごみ処理施設整備事業

方法書提出(H14.10.15) 準備書提出(H16.08.17) 評価書提出(H17.03.16)

コンサルタント：(株)西日本技術コンサルタント

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.○ 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	32% (26p)	80% (338 p)	77% (368 p)
①—3—2	43% (34p)	8% (34 p)	8% (36 p)

地域の概況では、方法書から準備書にかけて、資料が一部分新しい年代のものに切り替わっていた。

また「調査・予測・評価」の中の調査項目である「地盤」のページ数が準備書・評価書ともたったの2pだった。その理由は、調査の「詳細な結果は資料編に示す」としており、準備書・評価書では概要のみだったためである。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
80 p	421 p	480 p

*地図

・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：資料なし 意見数：0通

*その他注目した点

(方法書に関しての変更事項)

この事業は方法書の時点では、詳細な土地利用レイアウト、処理方式などは確定しておらず、H15.02に開催した中部清掃組合定例議会で確定する予定をしていた。

そして、そのことが関係したと思われる方法書の段階での変更事項があった。方法書の段階では、焼却施設にて生じる余熱の有効利用施設を計画していたが、地元とも調整により、白紙状態になった。これは、この計画に対する知事の意見で「水質等への影響の予測・評価を左右すると考えられるため、準備書で決定しておくこと」という意見が出ており、その時点で地元との協議により、白紙状態になったと事業者は見解している。

またこの計画の変更ができたのも、この事業が方法書の段階で詳細に決まっていなかったために、変更できたのではないかと考える。

23.(仮称)淡海クリーンセンター甲賀設置事業

方法書提出(H10.12.07) 準備書提出(H13.03.30) 評価書提出(H15.07.10)

コンサルタント：(株)建設技術研究所大阪支社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.○ 2.× 4.-1△ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

「①-4-1.現地調査を方法書作成後に実施しているか」の評価については、一部の調査時期が「ニットー評価書」「コムウッド評価書」を整理したものであるため、時期が方法書提出以前になっている。よって△の評価とした。

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	61% (30p)	63% (309 p)	37% (315 p)
①-3-2	2% (1p)	6% (28 p)	3% (28 p)

方法書においての地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため1pである。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
49 p	489 p	850 p

準備書から評価書にかけて急激にページ数が多くなった理由としては、準備書に比べ第8章「準備書に対する意見ならびに事業者の見解」と第9章「対象事業の内容」の主な修正事項という章が増え、この2つだけでも343pあるため、膨大な量になっている。

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：78名 意見数：68通

また準備書と評価書に、方法書に対する住民の意見が記載。資料に記載がないため具体的な総数は不明だが、図書で確認するだけでも約71通あった。その中で、注目した意見は、

「*通知書(本研究で言う方法書)の縦覧は、勤務している人にも見てもらえる時・場を設定すべきであった。*」

というもので、縦覧の時間や場所を再検討しなければならないことの、裏づけともなる重要な意見である。

*その他注目した点

(見解書の提出と評価書での記載)

この事業では、評価書提出以前(H13.10)に準備書についての見解書が別冊で提出されている。そして評価書には、この別冊の見解書の段階での意見に対する事業者の見解と、評価書提出時点での事業者の見解が比較できるように掲載されており、双方の変更となった箇所が下線で分かりやすく記載されていた。

(住民の考える会での資料の添付)

上記で述べた見解書と、評価書の中に資料としてH15.05.23に行われた住民参加の「考える会」の中で出された意見を記載したものと、その会で使用された資料が添付されていた。そして、その準備書に対する意見に伴い、「準備書から評価書において修正した主な事項」を評価書に記載していた。

こういった取り組みや、住民の意見数、また事業者の対応などから見て、この事業は住民が積極的に参加していることが分かる。

24.ごみ処理施設建設事業

方法書提出(H02.03.23) 準備書提出(H03.11.20) 評価書提出(H04.03.18)

コンサルタント：(株)環境科学コンサルタント(総括)、(株)やまと生物(生物圏)

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

①-4-1「調査時期が特定できるか」の評価については、生物の種類によって時期の表記にばらつきが見られた。水生生物では具体的に特定できる時期の表記がなかったが、他の鳥類や昆虫類などについては、月が特定できる表記が多かったため、評価を○とした。

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	63% (20p)	81% (259 p)	79% (272 p)
①-3-2	3% (1p)	6% (20 p)	6% (20 p)

方法書においての地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため1pである。

また、地域の概況は準備書と評価書において、内容、資料の年代とも同じものであった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
32 p	318 p	343 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：7名 意見数：0通

*その他注目した点

(環境監視)

評価書の中で、第6章：環境監視が設けられており、これは「工事中、並びに共用時において調査を行い環境を監視する」という目的で対策を行っていた。これにより、事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、必要に応じて適切な対策を講じるなど、環境保全に努めるとしている。これが適用される環境項目は「水質」「大気質」「悪臭」「その他」であった。

25.(仮称)新南部廃棄物処分地設置事業

方法書提出(H01.01.12) 準備書提出(H02.09.14) 評価書提出(H03.03.30)

コンサルタント：東レエンジニアリング株式会社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	69% (22p)	77% (174 p)	75% (176 p)
①—3—2	3% (1p)	8% (19 p)	8% (19 p)

方法書においての地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため1pである。

また、地域の概況は準備書と評価書において、内容、資料の年代とも同じものであった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
32 p	225 p	236 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：2名 意見数：0通

26.(仮称)大津クリーンセンター産業廃棄物最終処分場設置事業

方法書提出(H01.06.28) 準備書提出(H03.04.15) 評価書提出(H03.11.02)

コンサルタント：東レエンジニアリング(株)

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	54% (21p)	78% (197 p)	75% (211 p)
①—3—2	5% (2p)	8% (21 p)	8% (21 p)

方法書においての地域の概況は、「現地の現況調査項目」として表のみのため2pである。

また、地域の概況は準備書と評価書において、内容、資料の年代とも同じものであった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
39 p	252 p	280 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：2名 意見数：0通

*その他注目した点

(ドキュメンテーションについての知事の意見)

資料の出展、単位の表記、凡例の説明、地形図の種類と方位の統一などといった、ドキュメンテーションに関する知事の意見が見られた。

*縦覧場所

(準備書)

- ・ 滋賀県総務部県民情報室
- ・ 滋賀県大津保険所環境公害課
- ・ 大津市役所住みよい環境課
- ・ 大津市役所大石支所

工場の建設(4事業)

27.旭化成工業(株)守山支社3号ガスタービン発電設備増設事業

方法書提出(H10.07.07) 準備書提出(H10.08.31) 評価書提出(H10.12.25)

コンサルタント：大阪ガス(株)、(財)日本気象協会関西本部

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1× -2×	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

①-4-1「現地調査が方法書提出後か」の評価については、この事業の調査時期はH09.08.11~H09.08.17で方法書提出前に既に終わっており、また既存資料の活用で済まされていることから、×の評価となった。

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	36% (4p)	59% (29 p)	53% (29 p)
①-3-2	なし	16% (8 p)	16% (8 p)

方法書においての地域の概況は記載がなく、準備書と評価書においては、内容、資料の年代とも同じものであった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
11 p	49 p	55 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：3名 意見数：0通

28.フジテック株式会社滋賀製作所(仮称)建設工事

方法書提出(H07.01.06) 準備書提出(H08.06.28) 評価書提出(H08.12.09)

コンサルタント：(株)西日本技術コンサルタント

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*その他注目した点

(工事の開始時期)

この事業の造成及び第一期建設工事はH8に開始している。したがって、準備書(H08.06)、評価書(H08.12)の提出がされるかされないかの時期から工事が開始しているため、工事開始が早すぎるのではないかと感じ、また住民や知事の意見を聞いてからの対応ができていないのか疑問に思った。

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	42% (11p)	67% (167 p)	66% (175 p)
①—3—2	4% (1p)	11% (28 p)	11% (28 p)

方法書における地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため1pである。

準備書と評価書における地域の概況では、公害に対する苦情の件数と種類が記載されており、「大気汚染」「水質汚濁」に関する苦情が多かった。(H6の環境白書より)

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
26 p	248 p	264 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：10名 意見数：1通

29.(株)村田製作所 野洲事業所建設事業

方法書提出(H02.08.20) 準備書提出(H04.12.28) 評価書提出(H06.03.04)

コンサルタント：[受託者]戸田建設(株)大阪支店

[実務担当機関](株)都市緑地研究所、日の出測量建設(株)

(株)ユニチカ環境技術センター

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	39% (19p)	74% (231 p)	72% (238 p)
①-3-2	4% (2p)	10% (31 p)	9% (31 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で2pとなっており、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものである。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
49 p	312 p	330 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：9名 意見数：1通

30.三田工業株式会社滋賀工場用地造成・施設建設計画事業

方法書提出(S60.02.28) 準備書提出(S62.02.16) 評価書提出(S63.03.25)

コンサルタント：準備書・評価書とも記載なし

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1△ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

①-4-1「現地調査が方法書作成後か」の評価については、現地調査開始がS60.01～「水質」の調査が一部始まっていることから、方法書作成前のため△の評価とした。

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	18% (8p)	70% (186 p)	62% (194 p)
①-3-2	5% (2 p)	11% (29 p)	9% (29 p)

地域の概況は、方法書では「自然的環境項目」「社会的環境項目」として表で2pとなっており、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものである。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
44 p	265 p	311 p

*地区

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：8名 意見数：2通

*縦覧場所

(準備書)

- ・ 滋賀県生活環境部環境室
- ・ 滋賀県長浜保健所環境公害課
- ・ 米原町住民福祉課
- ・ 近江町民生課

ダムの建設(3事業)

31.北川治水ダム建設事業

方法書提出(H01.12.06) 準備書提出(H05.04.27) 評価書提出(H06.03.31)

コンサルタント：(株)建設技術研究所 大阪支社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	62% (24p)	82% (313 p)	81% (334 p)
①-3-2	3% (1p)	7% (28 p)	7% (28 p)

方法書における地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため1pである。

また、地域の概況は準備書と評価書において、内容、資料の年代とも同じものであった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
39 p	381 p	410 p

*地図

透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：14名 意見数：3通

32.淀川高時川ダム(丹生ダム)建設工事 国要綱対象事業 県要綱第28条対象

方法書提出(S63.12.05) 準備書提出(S63.12.12) 評価書提出(H03.01.23)

コンサルタント：記載なし

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.○ 2.× 4.-1× -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

①—4—1「現地調査が方法書作成後に実施しているか」の評価が×であるのは、方法書には、調査時期の記載がなかったが、方法書の提出が S63.12.05 に対し、準備書はその7日後の S63.12.12 に提出されているということ、また、方法書の提出の3日後に作成された、この事業の計画について書かれた内部資料を見ると、現地調査は方法書提出以前の S58 から S63 にかけて行われていることが、確認できたため、方法書提出以前に現地調査が終わっていることが分かる。

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	42% (5p)	35% (57 p)	34% (57 p)
①—3—2	33% (4p)	25% (40 p)	24% (40 p)

方法書における地域の概況は「調査項目」としての表ではなく、実際に内容を記載。

地域の概況は準備書と評価書において、内容、資料の年代とも同じものであった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
12 p	162 p	170 p

*地区

透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：記載なし 意見数：記載なし

*その他注目した点

(縦覧文書の扱い)

内部資料の中から、縦覧についての資料があった。そこには、縦覧する準備書の扱いについて書かれており、注目した文書を抜粋すると、

- “(2)準備書を持ち帰ることはできません。
(3)準備書を切り取ったり、破損しないでください。
(4)準備書はコピー(複写)は出来ません。必要に応じて転記して下さい。”

と書かれており、この事業では縦覧の際にコピーが出来ないことが分かる。

(変更内容の記載)

評価書の第11章に「準備書から評価書作成までにおける内容の変更」があり、変更内容を表で表記して、変更前後を比較できるようにになっていた。

33.金居原水力発電所新設工事

方法書提出(H05.05.17) 準備書提出(H06.10.07) 評価書提出(H09.11.21)

コンサルタント：株式会社ニュージェック大阪本社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.○ 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*その他注目した点

(レイアウトの変更)

準備書から評価書になると、事業全体のレイアウトの変更がされている。これは、知事の意見や国の審査の結果を踏まえてのもので、評価書には、レイアウト変更前と変更後の図があった。

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	47% (17p)	77% (313 p)	72% (333 p)
①-3-2	3% (1p)	11% (43 p)	9% (43 p)

方法書においての地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため1pである。

また、地域の概況は準備書と評価書において、内容、資料の年代とも同じものであった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
36 p	409 p	465 p

*地図

・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：96名 意見数：27通

縦覧者数、意見数ともに他の事業と比較すると数が多く、また、審査会は最多の7回行われていることから、この事業は関心が高かったものと考えられる。

水面の埋立(3 事業)

34.草津市生涯学習センター総合福祉ゾーン整備事業

方法書提出(H08.09.27) 準備書提出(H10.06.16) 評価書提出(H11.03.26)

コンサルタント：東レエンジニアリング

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：24名 意見数：2通

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	40% (14p)	81% (235 p)	75% (245 p)
①—3—2	3% (1p)	8% (24 p)	7% (24 p)

方法書においての地域の概況は、「地域の概況調査項目」として表のみのため1pである。

また、調査・予測・評価と地域の概況に関しては準備書と評価書とを比較しても、両者とも同じ内容が記載されており、地域の概況に関しては資料の年代も同じものであった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
35 p	290 p	328 p

*地図

・透明シートの使用なし。

35.狭間池埋立造成事業

方法書提出(S62.08.31) 準備書提出(H01.07.24) 評価書提出(H02.02.07)

コンサルタント：(株)パスコ 大阪支店

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1△ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

①-4-1「調査時期が方法書作成後に実施しているか」の評価については、「大気質」の調査時期が S52.04~となっており、これは大津市が既に調査した資料の整理で済ましていて、調査を方法書作成後に行わないことが分かる。したがって調査が済んでいる項目が一部見られるため、△の評価とした。

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	62% (13p)	76% (152 p)	75% (168 p)
①-3-2	10% (2p)	10% (21 p)	9% (21 p)

方法書においての地域の概況は、「現況調査項目」として表のみのため2pである。また、地域の概況に関しては準備書と評価書とを比較しても、資料の年代も同じものであった。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
21 p	201 p	224 p

*地図

・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：5名 意見数：1通

*縦覧場所

(準備書・評価書)

- ・滋賀県庁総務部総務課県民情報室
- ・滋賀県草津保険所環境公害課
- ・草津市生活交通課

*その他注目した点

(仮説バイパス水路案)

施工方法の一次埋め立てで工事着手前に、狭間池の水をすべて排出するのだが、それによる上流からの水の流入を防ぐための仮説バイパス水路をA案とB案検討している。しかし、最終的にどちらの案で決定したのかは不明である。

36.彦根長浜都市計画道路 3.3.2 世継相撲線都市計画道路事業

方法書提出(S62.07.01) 準備書提出(H01.06.17) 評価書提出(H02.07.24)

コンサルタント：(株)建設技術研究所 大阪支社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1△ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

①—4—1「調査時期が方法書作成後に実施しているか」の項目の評価については、この事業の調査スケジュールを見ると、

大気質、騒音、振動、水象、鳥類、水生生物の冬季調査分は、昭和61年2月～3月に実施した現況調査結果を用いる。

という記述があり、この事業の方法書はS62に提出されていることから、これらの冬季調査は方法書提出以前に既に終わっていることになる。そのため一部分が既に終わっているため評価を△とした。

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	60% (21p)	81% (258 p)	80% (273 p)
①—3—2	6% (2p)	9% (29 p)	9% (29 p)

方法書においての地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため2pである。

また、地域の概況に関しては準備書と評価書を比較すると、一部の資料と地図には凡例が追加されている。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
35 p	318 p	341 p

*地図

・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：7名 意見数：1通

*縦覧場所

(評価書)

- ・滋賀県庁総務課県民情報室
- ・滋賀県長浜保健所環境公害課
- ・長浜保険環境課
- ・びわ町町民課

*その他注目した点

(道路計画の基本的な考え方)

この事業は道路の建設を行っているため、どのルートにするかを決める必要があり、ルートを選定した理由を、「道路計画の基本的な考え方」として、準備書と評価書に載せている。また、このような取り組みは比較的、先進的ではないかと考える。

37.大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理事業

方法書提出(H09.12.08) 準備書提出(H12.09.14) 方法書提出(H13.09.19)

コンサルタント：株式会社サンワコン

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.○ 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	27% (8p)	76% (271 p)	76% (349 p)
①—3—2	3% (1p)	14% (51 p)	11% (50 p)

方法書における地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため1pである。

また、環境影響評価項目が評価書になると、準備書と比べ「温室効果ガス」「局地気象(風害)」「底質」の3項目が追加されていた。これは準備書に対する知事の意見から追加されたものである。そして他にも予測・評価の結果や、環境保全措置の追加が知事の意見によって評価書に加えられており、住民からの意見に対しての追加箇所もある。また、これらの追加、変更箇所を行った部分のページ番号を意見に対する事業者の見解の中に表記している。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
30 p	358 p	458 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：39名 意見数：2通

*その他注目した点

(事業スケジュールの変更)

この事業は方法書の段階では、事業スケジュールの中で、「移転、築造、整地工事はH13から着手し、およそ10年前後の工事期間の予定」としていたが、準備書、評価書になると着手はH16からと着手時期が変更になっていた。これは、事業の規模や事業計画が多いことによって着手が遅れたものと考ええる。

(準備書の作成についての知事の意見)

準備書に、方法書に対する知事の意見が記載されており、その中に準備書の作成についての知事の意見が出されていた。一部取り上げると、

- ・地域の概況は20%を越えないようにし、予測・評価の記載を主にすること。
- ・計画段階での保全対策と、評価後必要となった保全対策との区別を明確にすること。
- ・準備書に基づいて検証が可能な記載をすること。(資料の出典など)

などといった作成についての意見があった。

38.(仮称)大津真野佐川地区土地区画整理事業

方法書提出(H07.03.28) 準備書提出(H11.03.26) 評価書提出(H12.09.28)

コンサルタント：準備書 東レエンジニアリング株式会社

評価書 東レエンジニアリング株式会社、株式會社オオバ大阪支店

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	46% (11p)	77% (297 p)	70% (309 p)
①—3—2	4% (1p)	13% (51 p)	12% (52 p)

方法書においての地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため1pである。

評価書での、地域の概況においは平成12年6月時点で入手可能な資料を用いて作成しているため、一部新しい年代の資料に変わっていた。また、環境基準の中で「ダイオキシン類」を追加している。これも、H12.01.15から適用が開始されたため、追加となった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
24 p	385 p	442 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：8名 意見数：5通

*その他注目した点

(土地利用計画の変更)

準備書の現地調査で貴重種であるミズトンボが確認されたため、その対応を示していたが、知事からの「生育地を現況のまま残すべき」という意見より、計画の見直しを行っている。評価書には、変更前と変更後の対比を行い、準備書からの修正箇所をアンダーラインで明示していた。また、計画の変更に伴って「予測・評価」に違いがあるかも検討していた。

(準備書作成に対する留意事項)

評価書に、方法書に対する滋賀県環境政策課長の留意事項があり、その中で、準備書作成に対する留意事項があった。これは、「大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理事業」の知事の準備書作成に対する意見と同じような内容であった。

39.(仮称)大津湖西台土地区画整理事業

方法書提出(S63.10.17) 準備書提出(H04.04.21) 評価書提出(H06.06.10)

コンサルタント：東レエンジニアリング(株) 環境アセスメント部

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*縦覧場所

(準備書)

- ・滋賀県総務課県民情報室(3名-0通)
- ・大津保健所(2名-1通)
- ・大津市役所(3名-1通)
- ・大津市役所真野支所(18名-24通)
- ・大津市役所伊香立支所(0名-0通)
- ・大津市役所堅田支所(5人-2通)
- ・環境室(郵送) (1通)

*(縦覧者数-意見数)

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	54% (19p)	83% (307p)	77% (324p)
①-3-2	3% (1p)	6% (22p)	5% (22p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で1pとなっており、準備書・評価書を比較すると、資料の出典の一部が追加されている。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
35 p	372 p	420 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：31名 意見数：29通

その他知事が必要と認める事業(3 事業)

40.(仮称)滋賀県立大学整備事業

方法書提出(H03.12.12) 準備書提出(H05.03.23) 評価書提出(H05.07.19)

コンサルタント：国際航業株式会社 海洋エンジニアリング事業部

○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	53% (26p)	79% (300 p)	76% (307 p)
①—3—2	4% (2p)	8% (30 p)	7% (30 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で2pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
49 p	380 p	404 p

*地図

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：4名 意見数：0通

41.立命館大学びわこキャンパス整備事業

方法書提出(H02.02.07) 準備書提出(H03.03.01) 評価書提出(H03.08.12)

コンサルタント：パシフィックコンサルタンツ(株)

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	36% (8p)	80% (214 p)	75% (227 p)
①—3—2	9% (2p)	7% (19 p)	7% (21 p)

地域の概況は、方法書では「地域の現況調査項目」として表で2pとなっている。また、準備書から評価書にかけて2pの追加は以下の地図であった。

「悪臭物質の排出規制地域指定状況」

「事業予定地周辺の防災関係状況」

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
22 p	269 p	301 p

*地図

・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：14名 意見数：1通

*その他注目した点

(用語の表現に対する知事意見)

準備書に対する知事意見の中で、用語の表現に関する意見がみられた。

“各所に見られる「適切な」や「期待できる」の表現も、同様に内容の具体的明記が必要である。”

これに対する事業者の見解は

“「適切な」や「期待できる」の表現については、その裏づけとなる保全対策について、出来る限り具体的に記載するなど、表現を改めました。”

となっていた。

42.教育・研究機関設置に伴う造成事業

方法書提出(S61.04.18) 準備書提出(S62.02.20) 評価書提出(S62.07.03)

コンサルタント：東レエンジニアリング株式会社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	38% (6p)	78% (178 p)	77% (208 p)
①—3—2	13% (2p)	10% (23 p)	9% (23 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で2pとなっている。また、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
16 p	229 p	270 p

*地区

- ・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：20名 意見数：1通

*縦覧場所

(評価書)

- ・滋賀県生活環境部環境室
- ・滋賀県大津保健所
- ・大津市企画市民部住みよい環境課
- ・大津市役所上田上支所
- ・大津市役所瀬田支所

道路の建設(2事業)

43.国道 421 号(佐目バイパス)道路改築事業

方法書提出(H09.09.30) 準備書提出(H11.05.12) 評価書提出(H12.05.22)

コンサルタント：国際航業(株)関西事業本部

***○△×の評価**

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.○ 2.× 4.-1△ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

「①-4-1. 現地調査時期が方法書作成後に実施しているか」が△の評価については、現地調査が H8、または H7 以前に実施されており、既存資料の整理を踏まえて調査内容が記載されていた。そして、一部分のみを今後現地調査を実施するという形になっていた。

***①-3. 調査・予測・評価**

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	52% (32 p)	80% (321 p)	76% (345p)
①-3-2	2% (1 p)	8% (30 p)	6% (25p)

方法書においての地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため 1 p である

***②-1. ページ数**

方法書	準備書	評価書
62 p	399 p	451 p

***地図**

透明シートの使用なし。

***準備書に対する住民の意見**

縦覧者数：34 名 意見数：1 通

44.近畿自動車道飛島神戸線(土山～大津市間) 国要綱対象、県要綱第 28 条対象

方法書提出(H02.07.13) 準備書提出(H02.08.06) 評価書提出(H03.07.12)

コンサルタント：記載なし

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1× -2△	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

「①—4—1」について、方法書には調査時期が記載されていなかったが、×の評価としたのは、方法書提出から準備書提出までの期間を見ると、方法書が提出されたのはH02.07で、その1ヵ月後のH02.08に準備書が提出されている。よって方法書提出から準備書提出までの期間は1ヶ月しかないため、方法書の段階ですでに少なくとも現地調査が終わっていると考えられるためである。

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	25% (4p)	60% (113 p)	63% (119 p)
①—3—2	なし	33% (62 p)	20% (62 p)

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
5 p	188 p	316 p

*地図

・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：310名 意見数：398通

他の事業と比べ縦覧者数、意見数とともに格段に多く、住民が注目した事業であることが分かる。

*その他注目した点

(路線選定の概要)

方法書提出の1ヶ月前であるH02.06にこの事業の計画書が提出されており、この計画書の中には土山町から大津間の路線の選定理由が記載されていた。また、これは、何本かの路線の中から一つに選定するという代替案を検討しているわけではなく、この事業の対象区域である土山～大津市区間を、どのような理由で選定したかを路線選定の概要として記載しているものである。また、加えて路線を選定する基本的な考え方も記載している。

土石の採取(1事業)

45.旧野洲川南流県有地骨材採取事業

方法書提出(H08.04.03) 準備書提出(H09.09.19) 評価書提出(H10.03.16)

コンサルタント：中央開発株式会社 大阪事業部

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	54% (14p)	72% (282 p)	70% (280 p)
①—3—2	4% (1p)	8% (30 p)	9% (36 p)

方法書においての地域の概況は、「現地調査項目」として表のみのため1pである。

また、調査・予測・評価と地域の概況に関しては準備書と評価書とを比較しても、両者とも同じ内容が記載されており、地域の概況に関しては資料の年代も同じものであった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
26 p	389 p	401 p

*地図

・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：5名 意見数：1通

*その他注目した点

(他計画との関連)

この事業は、複数事業のアセスではないが、旧野洲川南流県有地骨材採取事業によって骨材を採取し、整地した後「(仮称)湖国風景公園基本計画」の基盤とするものであるため、保全上の課題に関して公園計画との関連が深い。そのため、環境影響評価項目では本事業において影響があると予測される項目を○印で選定した以外に、公園計画において影響があると予測される項目についても*印で選定して、両方の項目について環境影響評価を行っている。しかし、公園計画の環境影響評価においては、この計画が未定だったため、(仮称)湖国風景公園基本計画Ⅱ(H08.03 滋賀県企画部)で示される内容に基づいてその影響の程度を推定することに留まっていた。

港湾施設の建設(1 事業)

46.彦根港改修整備事業

方法書提出(S60.10.04) 準備書提出(H04.03.21) 評価書提出(H05.03.15)

コンサルタント：国際航業株式会社 海洋エンジニアリング事業部

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*その他注目した点

(「景観構成要素の変化内容」の追加)

この事業では、項目「景観」の調査・予測・評価の中で、準備書から評価書にかけて「景観構成要素の変化内容」が付け加えられていた。これは、事業が建設されることによって、景観のどういった部分が変化するかを、文書でそれぞれの眺望地点において記述しているものである。また、準備書ではその文書はなく、変化前後のモニター写真のみであった。

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	50% (9p)	79% (220 p)	74% (239 p)
①—3—2	11% (2p)	11% (31 p)	10% (31 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で2pとなっており、準備書・評価書を比較すると内容、資料の年代も全く同じものだった。

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
18 p	278 p	325 p

*地区

- ・透明シートのなし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：11名 意見数：5通

*縦覧場所

(評価書)

- ・滋賀県庁総務課県民情報室
- ・滋賀県彦根保険所環境保全課
- ・彦根市生活環境課

下水道終末処分場の建設(1 事業)

47.琵琶湖流域下水道高島処理区終末処理場整備事業

方法書提出(S62/07.01) 準備書提出(H01.04.20) 評価書提出(H01.12.06)

コンサルタント：＜準備書・評価書作成＞ センチュリリサーチセンタ(株)大阪支店
 ＜現地調査＞ (株)西日本技術コンサルタント

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.× 2.× 4.-1○ -2○	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

*①—3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①—3—1	60% (12p)	76% (227 p)	75% (307 p)
①—3—2	10% (2p)	8% (25 p)	6% (25 p)

地域の概況は、方法書では「現況調査項目」として表で2pとなっており、準備書・評価書を比較すると一部出展が追加されていた。これは以下の知事の意見を受けたものであると考えられる。

“準備書に出てくる地名、河川等の位置を鮮明な地図上に記載するとともに、引用資料の出展を明らかにすべきである。”

*②—1. ページ数

方法書	準備書	評価書
20 p	299 p	410 p

*地図

・透明シートのなし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：8名 意見数：0通

発電設備の設置(1事業)

48.ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場発電設備設置事業

方法書提出(H15.12.08) 準備書提出(H16.07.13) 評価書提出(H17.02.17)

コンサルタント：財団法人日本気象協会関西支社

*○△×の評価

	方法書	準備書	評価書
①掲載すべき内容	1.○ 2.× 4.-1△ -2×	1.○ 2.×	1.○ 2.×
②ドキュメンテーション	2.○	2.○	2.○
③公表の方法等	1.×	1.×	1.×

「①-4-1」の△の評価については、調査項目の「大気質」の調査時期が H04.12.03～H04.12.09 と、方法書提出以前であったことから、△の評価となった。

「①-4-2」の×の評価については、この事業は「生物」が選定されていなかったため、選定された「大気質」「騒音」「振動」「低周波空気振動」「景観」の調査時期の表記について評価を行い、「景観」「大気質」については調査時期の記載がなかったが、「騒音」「振動」「低周波空気振動」は調査時期の表記が「1回/年」となっていたため×となった。

*①-3. 調査・予測・評価

	方法書	準備書	評価書
①-3-1	10% (6p)	44% (96 p)	42% (96 p)
①-3-2	56% (34p)	32% (70 p)	30% (70 p)

準備書と評価書の(調査・予測・評価)と、(地域の概況)の内容は全く同じであった。また、方法書から準備書にかけて地域の概況が役2倍に増えた要因としては、地域の概況に使用するデータが増えており、データの年代も新しいものになっていた。そして方法書よりもより詳しく地域の概況が記載されていたため、このように増えたと考える。

*②-1. ページ数

方法書	準備書	評価書
61 p	218 p	231 p

*地図

・透明シートの使用なし。

*準備書に対する住民の意見

縦覧者数：資料なし 意見数：0通

(方法書に対する住民の意見も0通)

*その他注目した点

(項目「景観」の追加)

また、もう一つは、調査項目のうちの「景観」が、方法書の段階では非選定だったが、準備書になると「景観」が選定されていた。

「景観」を選定した理由は、「事業予定地は、工業専用地域であり、かつ既設工場内には既に発電設備や、その他製造設備も存在することから、景観への影響は現状とほとんど変化しないと考えられるが、周辺地域から設備を眺望できるため、選定項目とする。」となっていた。また、方法書に対する知事の意見で「景観についてフォトモンタージュ等を用いて分かりやすく評価を行うこと」という意見があったためではないかと考える。

甲賀産業フェア準備書批判 (5/3 考える会)

1. 環境保全対策効果の確実性

(1) 確実性低いもの ①

- ① 増資ガス、給じん等効果の確実性低い。
- ② 遮光 ～ 波田時、搬入時
- ③ 騒音 ～ 工事車両
- ④ 振動 ～ 工事中、使用車など
- ⑤ 水象 ～ 調整池管理
- ⑥ 土壌換能 ～ 植樹で生物回復 不確実
- ⑦ 動物生態、水田環境回復

② 見解

- ① 対策の効果が不確実では、いくらいかに、環境への悪影響に自信のある対策が打てないのか。例には遮光を、木材のすくは止むを得ないと思うことか。
- ② 騒音は、大音量小音、環境破壊止むを得ないと言えたい。
- ③ 動物生態、水田環境、土壌換能回復は、むづかしいと言えたい。

(2) 回復が確実なもの

②

- ① ヒノキの植樹による緑化は「確実だ」。
- ② 生態系 ～ ヒノキによる生態環境回復 確実だ。
- ③ 景観 ～ ヒノキによる景観回復
- ④ 人心自然 ～ 安全性等
- ⑤ 廃棄物汚泥含水量 85% 等中間処理
- ⑥ その他 確実なもの 99%

③ 見解

- ① ヒノキ植樹から生態回復するものか？ ヒノキは生態環境に最も悪い樹木である。
- ② ヒノキによる景観、心を癒しているのか。経済性が高いか？
- ③ ヒノキによる緑化？ 産業界の方がはるかに効果的だ。
- ④ 人心自然 ～ 公園周辺のアウトドアに良い影響があるのか？
- ⑤ 中間処理は、活用できるのか。企業名を公表しているのか？ 99%、本心安全で対策効果は確実であるといえるのか。その何れも本心安全なのか。
- ⑦ 確実性は高くないが、減減されるという判断は多いものの程度が問題である。

(3) 予測は可能なものか。予測可能な数値か。 ③

- ① 環境影響の幅での項目で予測数値を示して、安全性基準としているのか。

④ 見解

- ① 高層敷等、〇〇式で算出しているが、その方式は城崎町でない。解りやすいように説明すべきだ。
- ② 有明湖の漁獲の例がある。元来が豊漁といいたことと、大丈夫といふ漁を聞か切った。結果は海が死んだ。

(4) 受入れのフェアは大丈夫か。

④

- ① 受入基準は受入れなのか。
 - ・ 汚泥の含水量 85%。油分を含みやすい。
 - ・ ばいじん、燃がら等散防止処置をしたもの。
- ② 搬入路は
 - ・ 甲賀の市街地と繋がれば、2トン車は、水も薪も可能らしい。

添付資料③：「朝宮ゴルフコース造成工事」評価書
 雨水排水経路図(透明シート使用)

